

素 案

七宗町高齢者きらめきプランⅥ

《高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画》

（平成27年度～平成29年度）

七 宗 町

【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって

1 計画の策定の背景と目的	1
2 平成27年度介護保険制度改正について	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
6 計画の推進・評価体制	8

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 本町の概況と高齢者の現状	9
2 要介護（要支援）認定者の現状	14
3 介護保険サービスの利用者に係る推計	17
4 アンケート調査結果にみる高齢者の状況	19
5 第5期計画の評価	29

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 地域包括ケアシステムの構築を目指して	42
2 基本理念	44
3 基本目標	45
4 計画の体系	50

第4章 高齢者福祉施策の展開

1 健康・生きがいづくり	51
2 良質な介護サービスの基盤づくり	54
3 自立生活を支える基盤づくり	57
4 地域での高齢者支援体制づくり	60
5 高齢者施策の推進体制づくり	67
6 数値目標一覧	70

第1章 計画策定にあたって

1 計画の策定の背景と目的

我が国においては、高齢化の進展により、平成26年現在、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、国民の4人に1人が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。高度経済成長期の変動著しい時代を経験してきた団塊の世代が高齢者になることから、高齢者の生きがい、健康づくりや介護予防の重要性はますます高まり、多様化する高齢者の生活様式、考え方や価値観に基づく様々なニーズに対応していくことが求められます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加に伴い、より一層、地域による見守りや支援の必要性が高まっています。

このような背景から、平成27年度の介護保険制度改正は、平成12年4月に制度が創設されてから最大の改正となり、医療・介護一体改革に向けた第一歩として、「医療と介護の連携強化」「病院・施設から在宅へ」といった方向性を打ち出したものとなっています。また、社会保障における「自助・互助・共助・公助」の基本的な考え方を整理し、それらを踏まえ、団塊の世代が75歳以上となって支援を必要とする高齢者が一段と増加する平成37（2025）年を目標年度とした「地域包括ケアシステム」の構築に向け、具体的な取り組みをスタートするといった意味合いも込められています。高齢者自らが介護予防に取り組みつつ、自分でできることは自分で行い（自助）、身近な地域で支え合う（互助）ことを原則に、それでも対応が困難な場合に介護保険サービス（共助）や公的な福祉サービス（公助）を利用するという考え方にに基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備やサービスの重点化、費用負担の公平化などが行われます。

本町では、平成24年3月に「七宗町高齢者きらめきプランⅤ（高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画）」を策定し、「高齢者の誰もがいつまでも住み慣れた家庭や地域でいきいきと元気に暮らせる、安心・やすらぎ・思いやりのまちづくり」を基本理念として、中期的な視点での「地域包括ケアシステム」の構築を念頭に、地域における介護予防事業や認知症支援策の充実などの重点課題に対し、町民と「協働」して取り組んできました。

「七宗町高齢者きらめきプランⅥ（高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）」（以下「本計画」という）は、本町を取り巻くこれらの状況を背景として、これまでの計画の理念を引き継ぐとともに、介護保険制度改正を適正に実施しながら、本町に見合った「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取り組みを実施していくことを目的に策定したものです。

2 平成27年度介護保険制度改革について

(1) 介護保険制度の経緯

介護保険制度は、平成12（2000）年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う」仕組みとして創設され、「高齢者の自立支援」を理念として、利用者本位、社会保険方式が導入されました。その後、3年ごとに制度の見直しが行われており、これまでに、平成18年と平成24年に大幅な改正が実施されています。

平成18（2006）年度改正では、制度の持続可能性を念頭に「予防重視型システムへの転換」「施設給付の見直し」が行われました。具体的には、軽度認定者向けの「新予防給付」や「地域支援事業」が創設され、また、地域の総合的な相談機関として「地域包括支援センター」が設置され、介護が必要になる前から予防できる仕組みなどが整備されました。また、「新たなサービス体系の確立」として、高齢者の住み慣れた地域での生活の継続、今後増加が見込まれる認知症高齢者の支援のため「地域密着型サービス」が創設され、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など、地域の中で認知症の方が利用しやすいサービスが整備されました。

平成24（2012）年度改正では、「地域包括ケア」という概念が前面に打ち出され、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されることを目指した改正となりました。地域において重度者の在宅生活を支えるため、24時間対応可能な「定期巡回・随時対応型サービス」や訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせた「複合型サービス」が「地域密着型サービス」として新設されるとともに、市町村が地域の実情に応じて主体的に実施できる「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設や、権利擁護の推進など、地域で暮らし続けていくための基盤整備が進められました。また、介護を担う人材を確保するため、介護職員の処遇改善についても盛り込まれています。

今回の平成27（2015）年度改正については、平成25年度の「社会保障制度改革国民会議」における審議内容、これに基づく「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の成立を踏まえ、制度開始以来の大幅な改正となりました。制度の持続可能性を高めつつ、今後の「地域包括ケアシステム」の構築に向けて着実に準備を進めていくという方向性を示す内容となっています。

（２）平成27年度介護保険制度改正の概要

都市部を中心に高齢者が急増することが見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう介護サービスを安定的に提供するため、平成27年度から大幅な制度改正が実施されます。その概要を以下に示します。

表 介護保険制度改正の概要（１／２）

主な事項		制度改正の方向性
Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実	①在宅医療・介護連携の推進	○在宅医療拠点機能の構築 ○地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
	②認知症施策の推進	○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け ○標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成・普及 ○「認知症初期集中支援チーム」、「認知症地域支援推進員」の設置
	③地域ケア会議の推進	○ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり
	④生活支援サービスの充実・強化	○担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネータの配置 ○居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
	⑤地域包括支援センターの機能強化	○役割に応じた人員体制の強化
Ⅱ サービスの効率化・重点化	①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行	○介護予防・日常生活支援総合事業を実施、予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行 ※平成29年4月までに移行開始予定 ○介護予防・日常生活支援総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とし、内容は法に基づく指針でガイドラインを明示 ○単価や利用料は市町村が設定、サービス提供のあり方と費用を明記
	②特別養護老人ホームの中度者への重点化	○入所を要介護3以上に限定、要介護1・2は特例的（既入所者除く） ※平成27年4月から実施

表 介護保険制度改正の概要（2／2）

	主な事項	制度改正の方向性
Ⅲ 費用負担の公平化	①低所得者の1号保険料の軽減強化	○給付費の5割に加えて別枠で公費を投入し、住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大 ※平成27年度分の保険料から実施予定
	②一定以上所得者の利用者負担の見直し	○一定以上所得者のある利用者負担を1割から2割に引き上げ ※平成27年8月から実施
	③補足給付の見直し（資産等の勘案）	○低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加 ・預貯金（単身1000万円、夫婦2000万円以上） ・世帯分離した配偶者の所得 ・非課税年金（遺族年金・障害年金） ※平成27年8月から実施
Ⅳ その他	①在宅サービスの見直し	○小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行 ※平成28年度から実施 ○事業者の事前登録（住宅改修） ○居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲 ※平成30年度から実施予定
	②施設サービス等の見直し	○サービス付高齢者向け住宅を住所地特例の対象 ※平成27年度から実施 ○医療保険制度も住所地特例の適用を検討
	③介護サービス情報公開制度の見直し	○法定外の宿泊サービスの情報公表
	④計画策定の考え方の見直し	○2025年を見据えた介護保険事業計画の策定（地域包括ケア計画、中長期的な推計）

3 計画の位置づけ

本計画は、介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、高齢者の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業について、そのサービス見込み量や介護保険料、介護基盤の整備などを定める介護保険事業計画を一体のものとして策定することで、介護保険及び高齢者福祉サービスを総合的・一体的に展開することを目指すものです。

■「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の法的な位置づけ

高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、これは、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置づけられます。

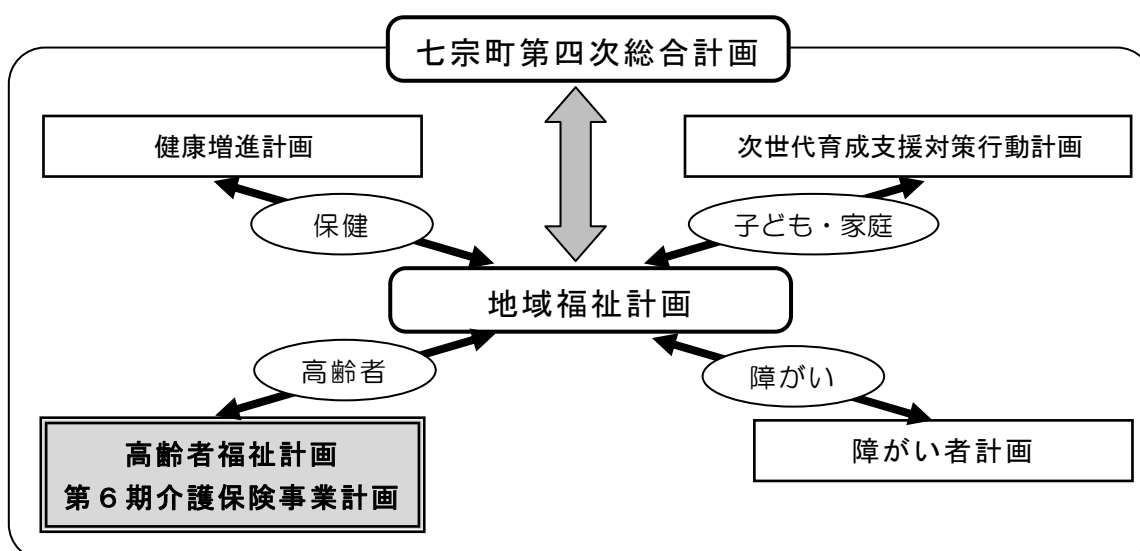
介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用ニーズなどを勘案し、サービスの種類ごとの量を推計するなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。これは、介護保険法第117条に規定された計画であり、3年間を1期として各期で見直しが行われ、今回が第6期となります。

■他の計画との関係

本計画は、国や県の高齢者施策や計画などを指針としながら、「七宗町第四次総合計画」が掲げる理念や将来像をもとに、本町における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的施策などを示したものです。

また、本計画が目指す「地域包括ケアシステム」の構築には、高齢者を支えるネットワークなどの地域基盤の整備・強化が必要です。これは、福祉分野の総合計画として位置づけられ、「町民・行政・関係団体などがそれぞれの役割を果たし、すべての人が自分たちの暮らす地域で共に支えあいながら、安心して自立した生活を送ることができるまちづくり」を目的とする「地域福祉計画」の目指すところと同じです。

図 各福祉計画の相関関係

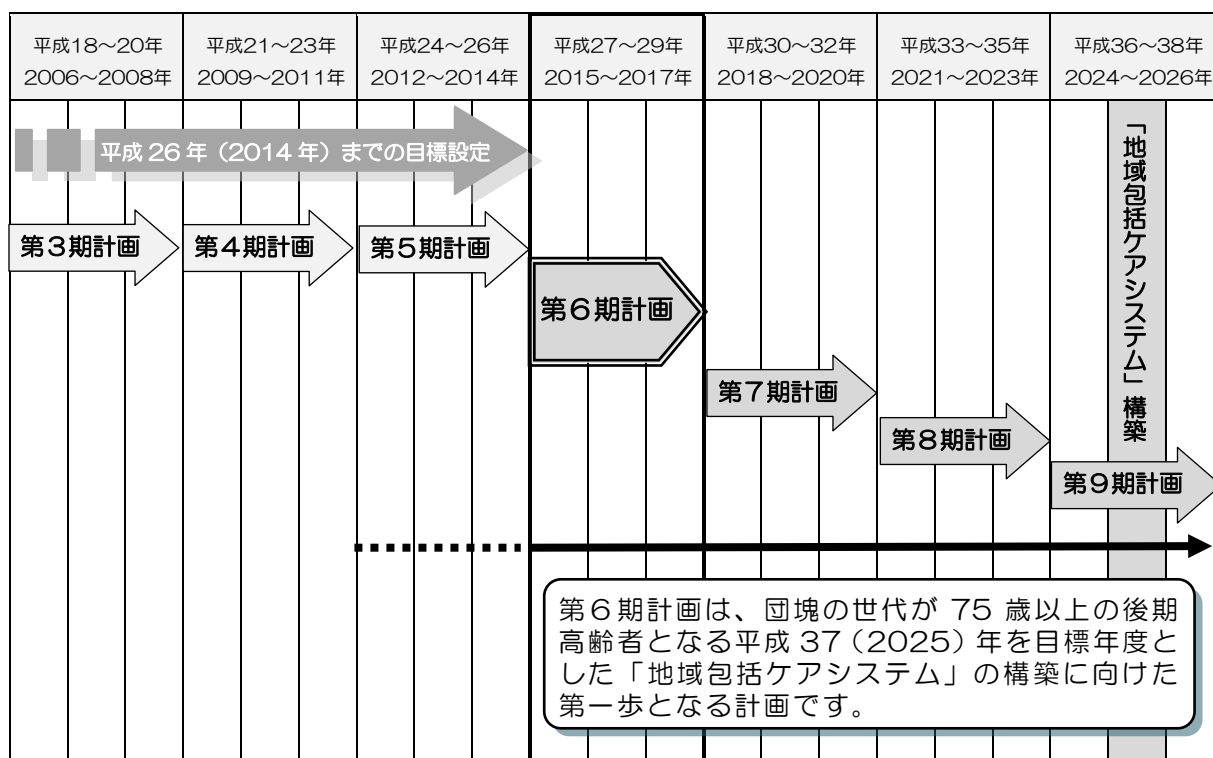


4 計画の期間

本計画（第6期計画）は、平成26年度までの中期的目標を掲げ推進してきた第3期計画から第5期計画を経て、新たな目標を定め各施策に取り組んでいく計画であり、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

第5期計画は、高齢化が本格化する平成27年度以降における「地域包括ケアシステム」の構築を見据え、その準備段階として、介護予防事業の充実や認知症地域支援策の推進などに取り組むことを定めた計画でした。

本計画は、平成37（2025）年を目標年度とした「地域包括ケアシステム」の構築に向け、具体的な取り組みを開始することを定めた「地域包括ケア計画」ともいえる計画となります。



5 計画の策定体制

（１）介護保険等運営協議会及び計画策定委員会における協議

本計画は、関係部署が連携・協力して計画の原案づくりを行い、幅広い意見を計画に反映させるため、公募で選任された住民代表（被保険者）や、学識経験者、保健・医療・福祉各分野の関係者などで構成される「七宗町介護保険等運営協議会及び高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」において、その内容について審議、検討を行いました。

（２）高齢者実態調査の実施

高齢者保健福祉、介護保険サービス等に対する利用状況、利用意向などを把握するため、町内在住の65歳以上の方を対象に実態調査を実施しました。この調査では、国の示す「日常生活圏域ニーズ調査」の内容も含めて実施し、介護保険事業計画における精度の向上と日常生活圏域ごとの高齢者の状態像及び地域課題などを、よりの確に把握することにより、どの地域に、どのようなニーズが、どの程度存在するかを把握するように努めました。

（３）パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、町が策定する施策などの案をよりよいものにするために、住民の皆さんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策などに生かせるか検討し、その結果と町の考え方を公表する制度です。

本町ホームページ上で計画書素案を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

6 計画の推進・評価体制

(1) 計画の推進

本計画は、町民、地域、介護サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関、地域包括支援センター、行政機関などが連携・協力して推進します。

それぞれの施策を適切かつ効果的に実施し、必要に応じて随時見直しを行うために「七宗町介護保険等運営協議会及び高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」において計画の進行管理を行います。

また、町民の声を計画の推進に反映させるために、地域住民が集まる機会を積極的に活用します。そこで、情報の共有や意見交換を行い、計画の進捗状況や実態把握に努め、計画の検証・評価に活かします。

介護サービスの基盤整備にあたっては、日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら進めます。また、特別養護老人ホームなど広域的な施設の整備については、県や近隣の各市町村との連携を図りながら推進します。

(2) 計画の評価

計画の進行状況の点検・評価を行うため、「七宗町介護保険等運営協議会及び高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」において、各年度の数値目標の達成状況などを点検するとともに、第6期計画に盛り込んだ各施策が、町民のニーズや地域の状況に際し有効に機能しているかなどについて評価します。ここで評価した内容については、町の広報やホームページで公表するとともに、サロン活動などの機会を活用し、町民に幅広く情報提供していきます。

また、法改正や社会情勢の変化などによって、本計画の施策について見直しが必要になった場合には、「七宗町介護保険等運営協議会及び高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」に意見を求め、内容の改善を図るなど適切な対応を行います。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 本町の概況と高齢者の現状

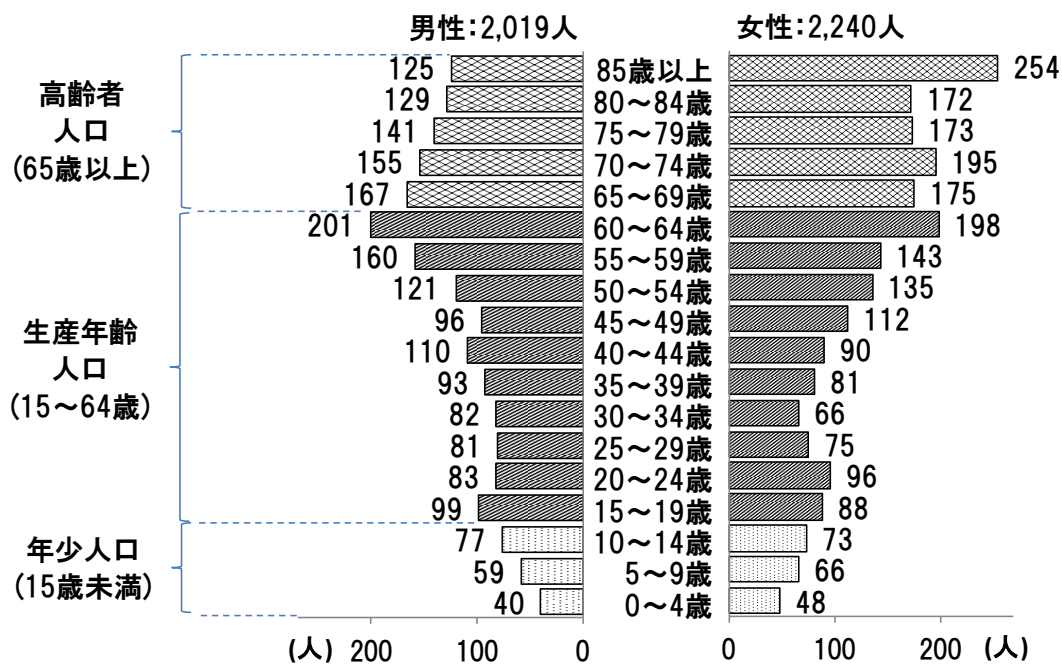
(1) 人口の状況

平成26年10月1日現在の本町の総人口は、4,259人となっています。昭和22年から24年生まれのいわゆる団塊の世代が現在65歳を迎えていますが、この世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年に向けて、介護予防の推進が重要です。

また、本町の特徴として、高齢化率が約40%と非常に高く、特に女性の85歳以上が254人と性別の年齢階層で最も多いため、早急な対応が必要です。

加えて、高齢者の仲間入りを目前にひかえた60～65歳の方が399人と年齢階層で最も多いため、今後も高齢化はさらに進むと推測されますので、より持続可能な高齢化対応施策を推進しなければなりません。

図 性別・年齢別人口



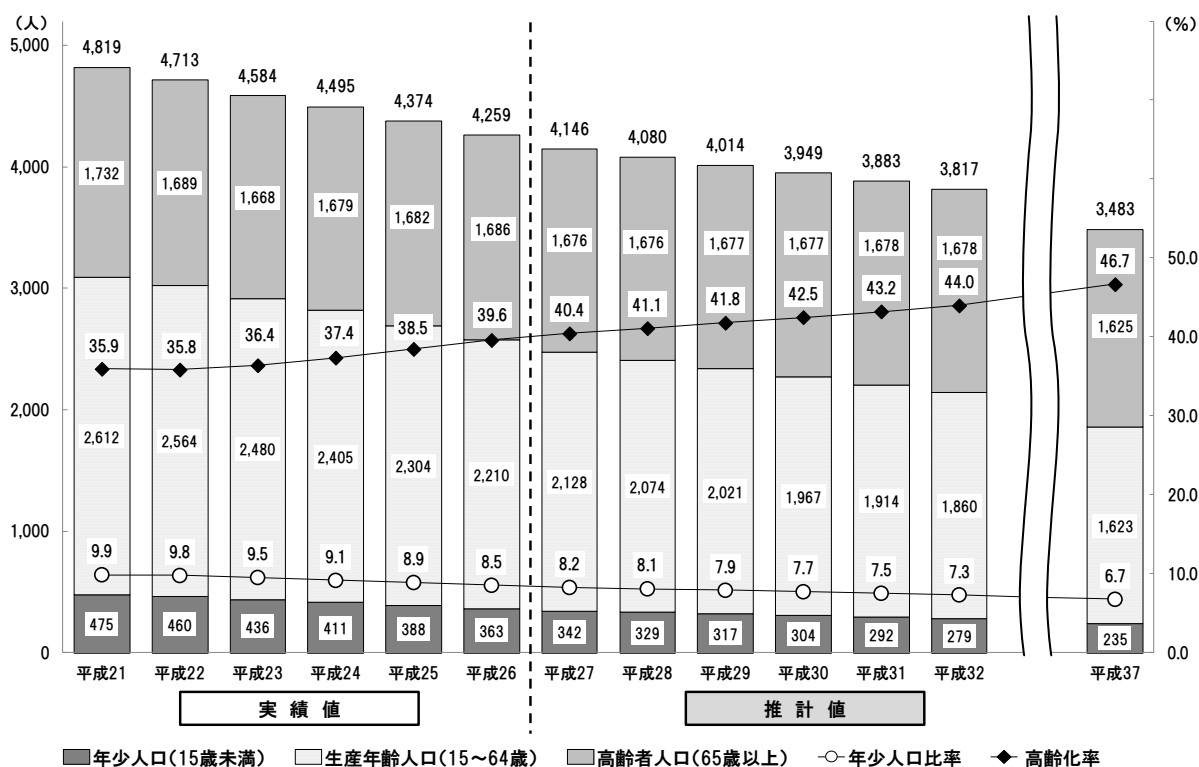
資料:住民基本台帳(平成26年10月1日現在)

(2) 人口の推移と推計

本町における総人口の推移は、平成21年から平成26年まで4,819人から4,259人と5年間で560人・11.6%減少しています。一方、高齢者人口は、平成21年の1,732人から平成26年には1,686人となっており、5年間で46人・2.7%の減少にとどまっています。

平成32（2020）年までの人口推計では、総人口は、これまでと同程度の減少傾向となっており、年少人口は減少を続けますが、高齢者人口はほぼ横ばいで推移します。その後、平成37（2025）年まで総人口及び年少人口は減少を続け、高齢者人口も減少に転じると推測されます。平成37年には高齢化率は46.7%と人口のおよそ半数弱が高齢者となり、その後は超高齢社会がさらに進行すると予測されます。

図 人口の推移と推計

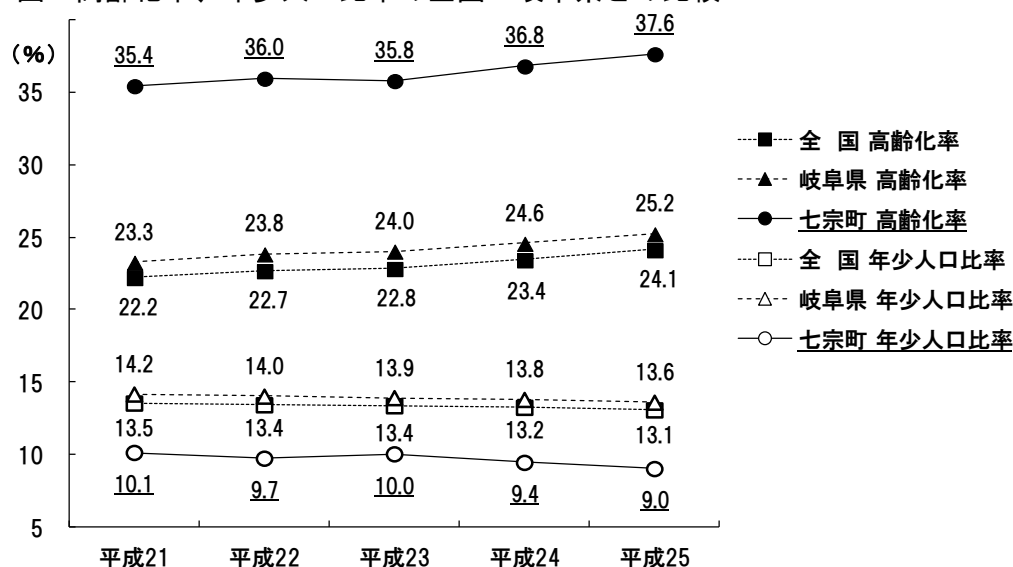


資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計（2013年3月）を補正

平成21年から平成25年の高齢化率と年少人口比率について全国及び岐阜県と比較すると、いずれの年も全国及び岐阜県より高齢化率は高く、年少人口比率は低くなっており、少子高齢化が顕著となっています。

図 高齢化率、年少人口比率の全国・岐阜県との比較



資料：総務省統計局 市区町村別年齢階級別人口（各年3月末日現在）

表 人口の推移

単位：人、()は構成比%

実績値	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	4,819	4,713	4,584	4,495	4,374	4,259
年少人口 (15歳未満)	475 (9.9)	460 (9.8)	436 (9.5)	411 (9.1)	388 (8.9)	363 (8.5)
生産年齢人口 (15～64歳)	2,612 (54.2)	2,564 (54.4)	2,480 (54.1)	2,405 (53.5)	2,304 (52.7)	2,210 (51.9)
高齢者人口 (65歳以上)	1,732 (35.9)	1,689 (35.8)	1,668 (36.4)	1,679 (37.4)	1,682 (38.5)	1,686 (39.6)

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

表 人口の推計

単位：人、()は構成比%

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	4,146	4,080	4,014	3,949	3,883	3,817	3,483
年少人口 (15歳未満)	342 (8.2)	329 (8.1)	317 (7.9)	304 (7.7)	292 (7.5)	279 (7.3)	235 (6.7)
生産年齢人口 (15～64歳)	2,128 (51.3)	2,074 (50.8)	2,021 (50.3)	1,967 (49.8)	1,914 (49.3)	1,860 (48.7)	1,623 (46.6)
高齢者人口 (65歳以上)	1,676 (40.4)	1,676 (41.1)	1,677 (41.8)	1,677 (42.5)	1,678 (43.2)	1,678 (44.0)	1,625 (46.7)

資料：国立社会保障・人口問題研究所の推計(2013年3月)を補正

（３）年齢別高齢者数の推移と推計

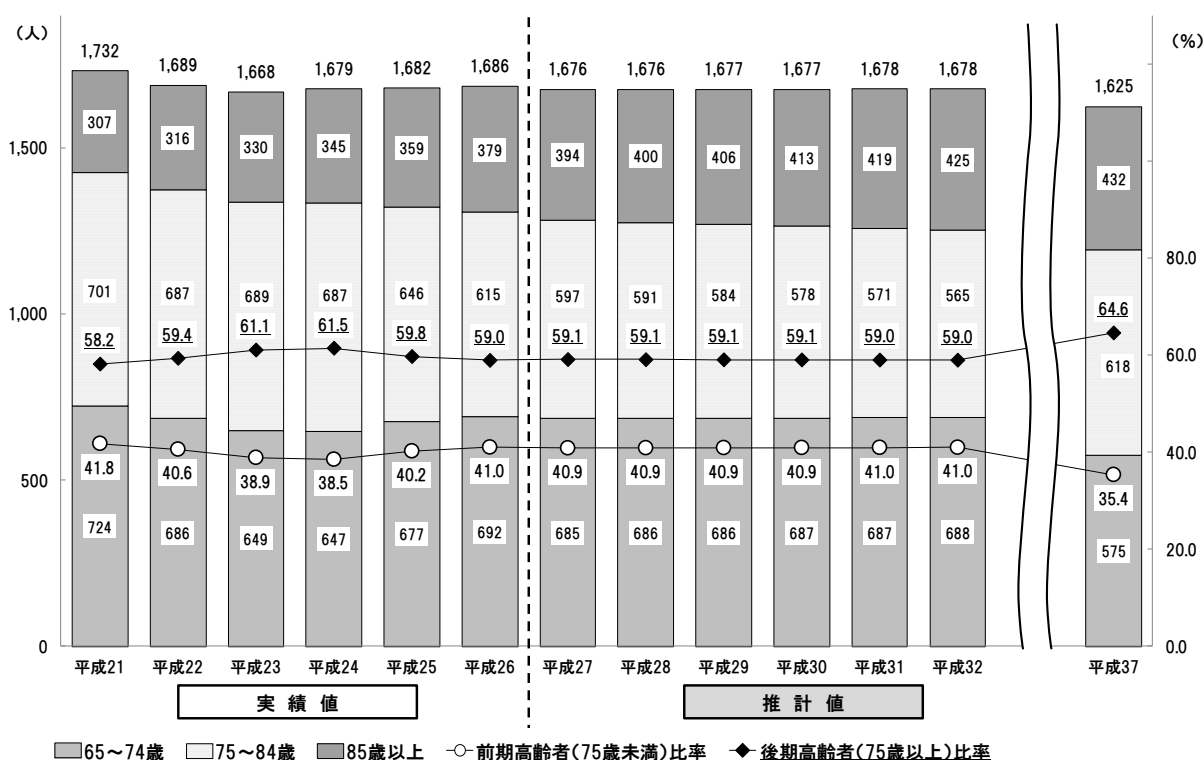
高齢者を年齢別に３段階に分けた人口推移では、平成26年は平成21年に比べ、65～74歳の前期高齢者が32人・4.4%、75～84歳が86人・12.3%減少していますが、85歳以上では72人・23.5%増加しており、高齢者全体では46人・2.7%減少しています。

また、今後の推計では、平成37（2025）年では65～74歳が575人に対し、75～84歳と85歳以上が合わせて1,050人になると見込まれます。

これを、前期高齢者比率と後期高齢者比率の推移でみると、平成32年頃までは前期高齢者比率は約41%、後期高齢者比率は約59%で推移しますが、それ以降は差が広がり、平成37年には前期高齢者比率が35.4%に対し、後期高齢者比率が64.6%となり、高齢者の中でもさらに高年齢化が進んでいくものと推測されます。

また、平成24年までは毎年減少していた前期高齢者比率が、平成25年に増加して平成26年以降はほぼ横ばいになっています。これは、人数の多い団塊の世代が高齢者となったため、相対的に前期高齢者の割合が高くなったことによるものです。

図 年齢別高齢者数



資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計（2013年3月）を補正

表 高齢者人口の推移

単位：人、()は構成比%

実績値	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢者人口	1,732	1,689	1,668	1,679	1,682	1,686
前期高齢者 (65～74歳)	724 (41.8)	686 (40.6)	649 (38.9)	647 (38.5)	677 (40.2)	692 (41.0)
後期高齢者 (75～84歳)	701 (40.5)	687 (40.7)	689 (41.3)	687 (40.9)	646 (38.4)	615 (36.5)
後期高齢者 (85歳以上)	307 (17.7)	316 (18.7)	330 (19.8)	345 (20.5)	359 (21.3)	379 (22.5)

資料：住民基本台帳(各年 10月1日現在)

表 高齢者人口の推計

単位：人、()は構成比%

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
高齢者人口	1,676	1,676	1,677	1,677	1,678	1,678	1,625
前期高齢者 (65～74歳)	685 (40.9)	686 (40.9)	686 (40.9)	687 (40.9)	687 (41.0)	688 (41.0)	575 (35.4)
後期高齢者 (75～84歳)	597 (35.6)	591 (35.2)	584 (34.8)	578 (34.5)	571 (34.1)	565 (33.7)	618 (38.0)
後期高齢者 (85歳以上)	394 (23.5)	400 (23.9)	406 (24.2)	413 (24.6)	419 (25.0)	425 (25.3)	432 (26.6)

資料：国立社会保障・人口問題研究所の推計(2013年3月)を補正

2 要介護（要支援）認定者の現状

（1）要介護（要支援）認定者数の推移

平成25年10月の要介護認定者数は332人で、認定率（第1号被保険者数に対する割合）は19.7%となっています。認定者数は年々増加しており、平成21年10月より73人・23%多くなっています。認定率も、平成21年10月の15.0%から平成25年10月の19.7%と、1年に約1.2ポイントの割合で増加してきました。

表 要介護度別認定者数の推移

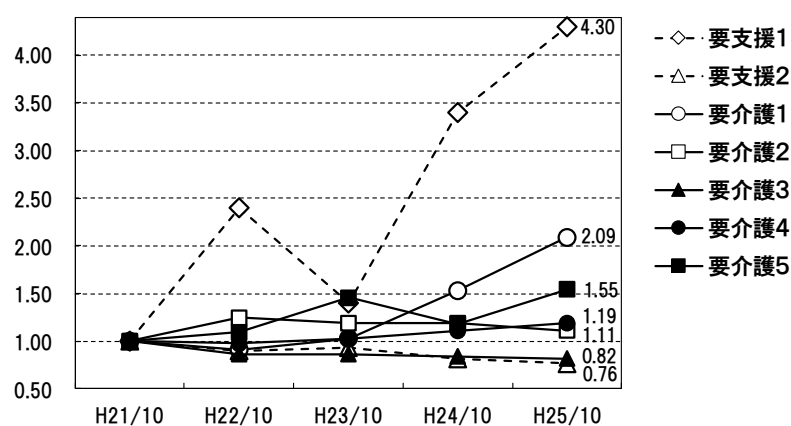
単位：人

	実績値				
	H21/10	H22/10	H23/10	H24/10	H25/10
要支援1	10	24	14	34	43
要支援2	59	53	55	48	45
要介護1	34	31	35	52	71
要介護2	53	66	63	63	59
要介護3	44	38	38	37	36
要介護4	37	36	38	41	44
要介護5	22	24	32	26	34
計	259	272	275	301	332
認定率	15.0%	16.1%	16.5%	17.9%	19.7%

資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年10月1日現在）

平成21年10月の要介護度別認定者数を「1.00」とした場合の増減率の推移を比較すると、平成25年10月では、要支援1の増減率が最も高くなっており、次いで要介護1、要介護5、要介護4の順となっています。

図 要介護度別認定者の増減率



(2) 前期高齢者の要介護（要支援）認定者数の推移

平成25年10月の要介護認定者数は19人で、認定率（前期高齢者数に対する割合）は2.8%となっています。認定者数及び認定率は、ともに平成24年まではおおよそ横ばいでしたが、平成25年ではどちらも減少しています。

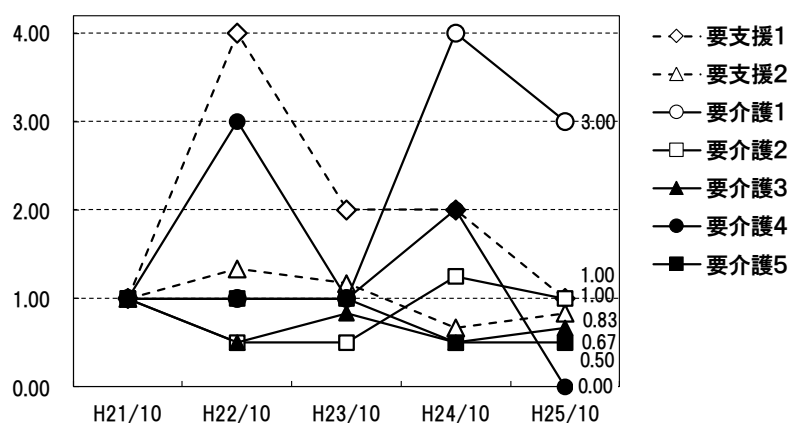
要介護度別でみると、平成25年10月の認定者数は、要支援1、要介護1及び要介護2以外では平成21年10月よりも減少しています。

表 前期高齢者要介護度別認定者数の推移 単位:人

	実績値				
	H21/10	H22/10	H23/10	H24/10	H25/10
要支援1	1	4	2	2	1
要支援2	6	8	7	4	5
要介護1	1	1	1	4	3
要介護2	4	2	2	5	4
要介護3	6	3	5	3	4
要介護4	1	3	1	2	0
要介護5	4	4	4	2	2
計	23	25	22	22	19
認定率	3.2%	3.6%	3.4%	3.4%	2.8%

資料:介護保険事業状況報告(月報)(各年10月1日現在)

図 前期高齢者要介護度別認定者の増減率



(3) 後期高齢者の要介護（要支援）認定者数の推移

平成25年10月の要介護認定者数は308人で、認定率（後期高齢者数に対する割合）は30.6%と、後期高齢者では、およそ3人に1人が認定者となっています。平成21年から平成25年にかけて認定者数及び認定率はともに年々増加しています。

要介護度別でみると、平成21年から平成25年にかけて要支援1が4倍以上と大きく増加していますが、要支援2、要介護3は減少しています。

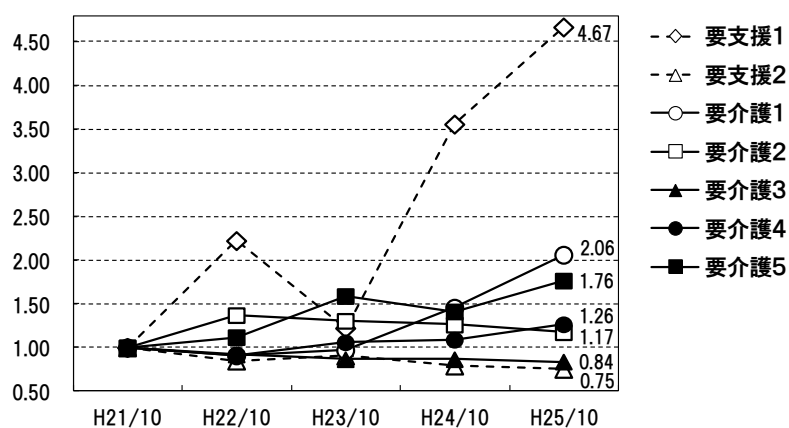
表 後期高齢者要介護度別認定者数の推移

単位:人

	実績値				
	H21/10	H22/10	H23/10	H24/10	H25/10
要支援1	9	20	11	32	42
要支援2	53	45	48	42	40
要介護1	33	30	32	48	68
要介護2	46	63	60	58	54
要介護3	37	34	32	32	31
要介護4	34	31	36	37	43
要介護5	17	19	27	24	30
計	229	242	246	273	308
認定率	22.7%	24.1%	24.1%	26.5%	30.6%

資料:介護保険事業状況報告(月報)(各年10月1日現在)

図 後期高齢者要介護度別認定者の増減率



3 介護保険サービスの利用者に係る推計

(1) 被保険者数の推移

平成26年までの被保険者数の実績から平成27年以降の被保険者数を推計すると、第6期計画の最終年度である平成29年の被保険者数は、1号被保険者が1,677人、2号被保険者数が1,250人となる見込みとなっています。

図 被保険者数の実績と推計

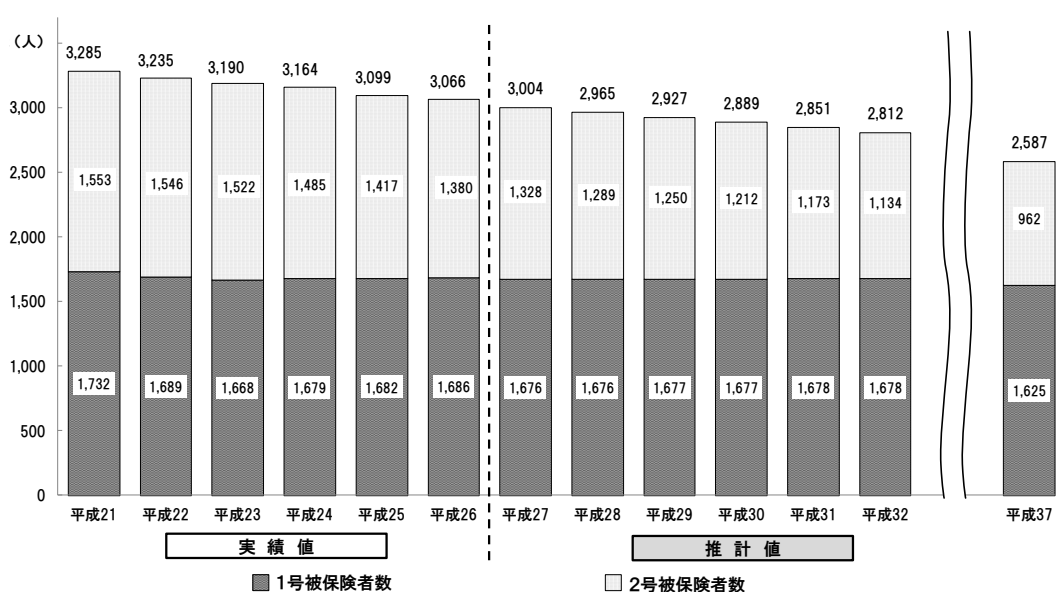


表 被保険者数の実績

単位：人

実績値	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1号被保険者数	1,732	1,689	1,668	1,679	1,682	1,686
2号被保険者数	1,553	1,546	1,522	1,485	1,417	1,380
計	3,285	3,235	3,190	3,164	3,099	3,066

資料：1号被保険者数は介護保険事業状況報告（月報）

2号被保険者数は住民基本台帳（各年10月1日現在）

表 被保険者数の推計

単位：人

推計値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
1号被保険者数	1,676	1,676	1,677	1,677	1,678	1,678	1,625
2号被保険者数	1,328	1,289	1,250	1,212	1,173	1,134	962
計	3,004	2,965	2,927	2,889	2,851	2,812	2,587

資料：国立社会保障・人口問題研究所の推計（2013年3月）（各年10月1日現在）を補正

(2) 要介護認定者の推移

要介護など認定者数については、平成29年には381人と推計し、認定率は22.7%となる見込みです。

図 要介護認定者数の実績と推計

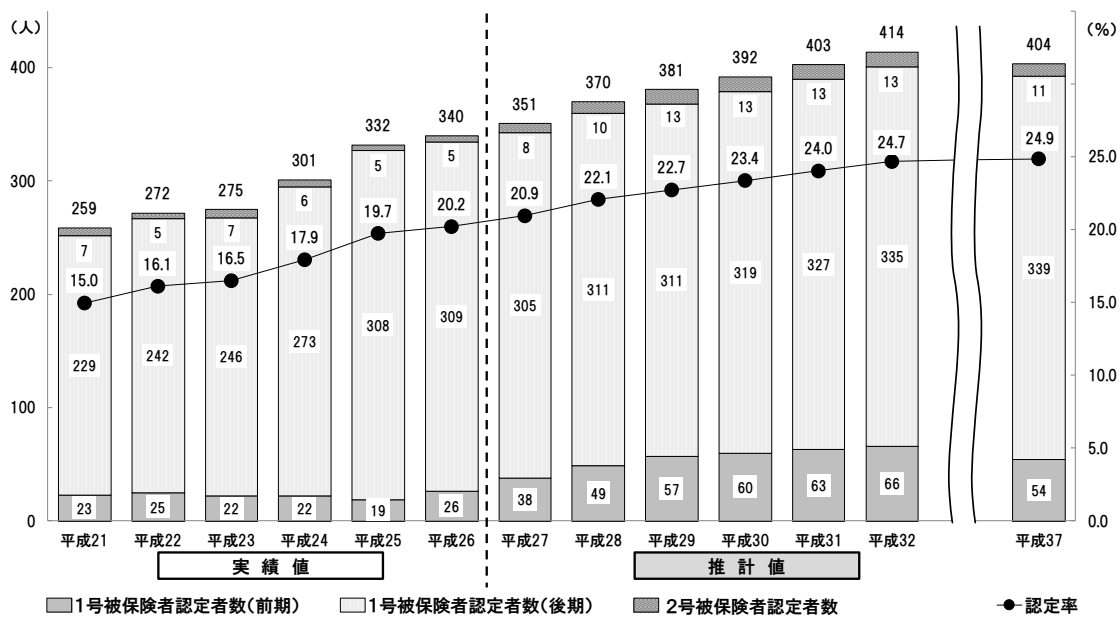


表 要介護認定者数の実績

単位:人

実績値	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1号被保険者認定者数(前期)	23	25	22	22	19	26
1号被保険者認定者数(後期)	229	242	246	273	308	309
2号被保険者認定者数	7	5	7	6	5	5
認定率	15.0%	16.1%	16.5%	17.9%	19.7%	20.2%

資料:介護保険事業状況報告(月報)(各年10月1日現在)

表 要介護認定者数の推計

単位:人

実績値	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
1号被保険者認定者数(前期)	38	49	57	60	63	66	54
1号被保険者認定者数(後期)	305	311	311	319	327	335	339
2号被保険者認定者数	8	10	13	13	13	13	11
認定率	20.9%	22.1%	22.7%	23.4%	24.0%	24.7%	24.9%

資料:七宗町による推計(各年10月1日現在)

4 アンケート調査結果にみる高齢者の状況

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

この調査は、七宗町にお住まいの65歳以上の方を対象に、安心して暮らせる高齢社会の実現のための基礎資料として活用することを目的として、実施するものです。

2) 調査の方法

■実施期間

平成26年7月16日～8月4日（調査基準日 平成26年7月1日）

■調査対象者

町内に居住する65歳以上の方を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

3) 配布・回収状況

配布・回収の状況は下表のとおりです。

対象	発送数 A	回収数 B	回収率 $B/A \times 100$	有効回答数 C	有効回答率 $C/B \times 100$
全体	890件	683件	76.7%	655件	95.9%
一般高齢者	600件	471件	78.5%	469件	99.6%
要支援・要介護 認定者	290件	212件	73.1%	186件	87.7%

無効回答の内訳

入院中・・・・・・・・・・ 6件
 介護保険施設入所中・・・・ 20件
 転居・・・・・・・・・・ 1件
 無回答・・・・・・・・・・ 1件

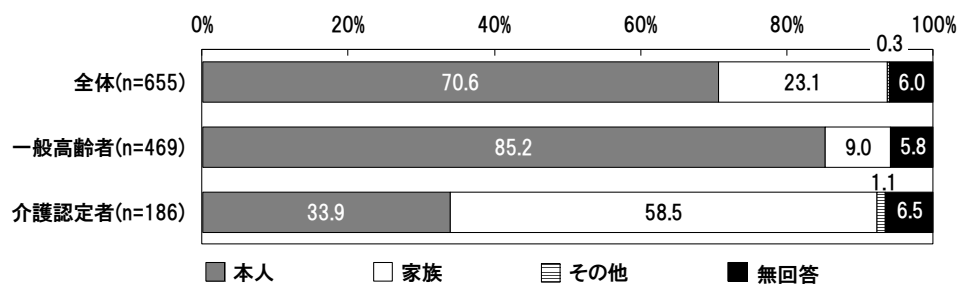
4) 調査結果の見方

- 図表中のn（Number of Caseの略）は比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示しています。
- 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、パーセントの合計が100%にならない場合があります。
- クロス集計の表やグラフを見やすくするため、性別や年齢などの比較対象となる項目の「無回答」を表示していません。したがって、比較対象となる項目の合計は全体の合計と一致しません。
- 複数回答が可能な質問の場合、その項目を選んだ人が、回答者全体のうち何%を占めるのかという見方をします。したがって、各項目の比率の合計は、通常100%を超えています。
- 本報告書中の表、グラフ、本文で使われている選択肢の表現は、本来の意味を損なわない程度に省略してある場合があります。
- 「要支援・要介護認定者」は、本文及びグラフ中で「介護認定者」と略記しています。

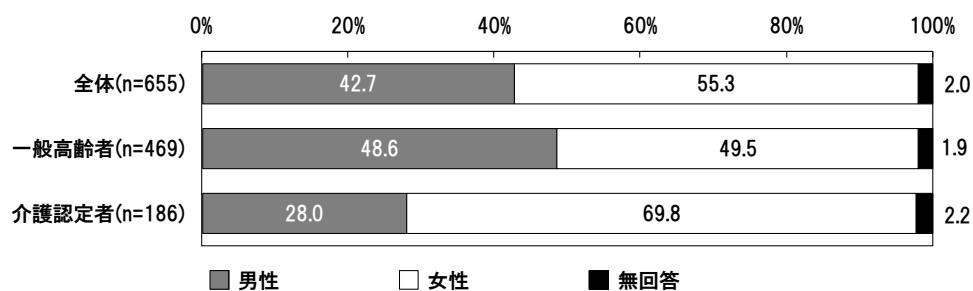
(2) 主な調査結果

1) 回答者自身のこと

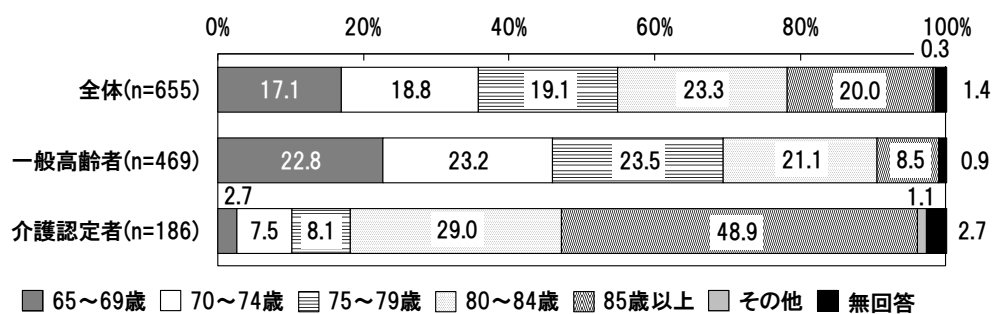
■問1 調査票の記入者



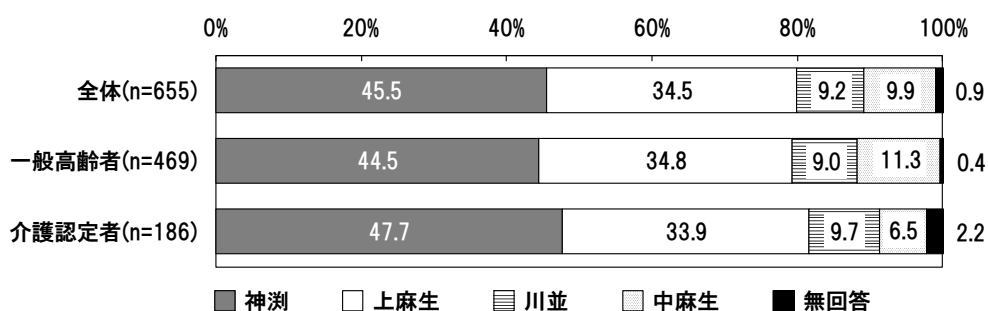
■問2 性別



■問3 年齢

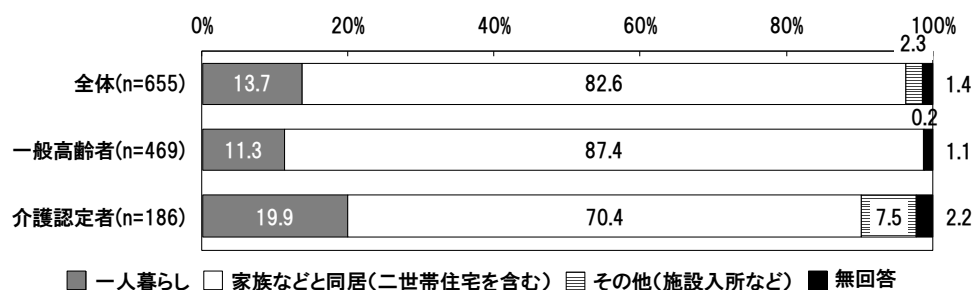


■問4 在住地域

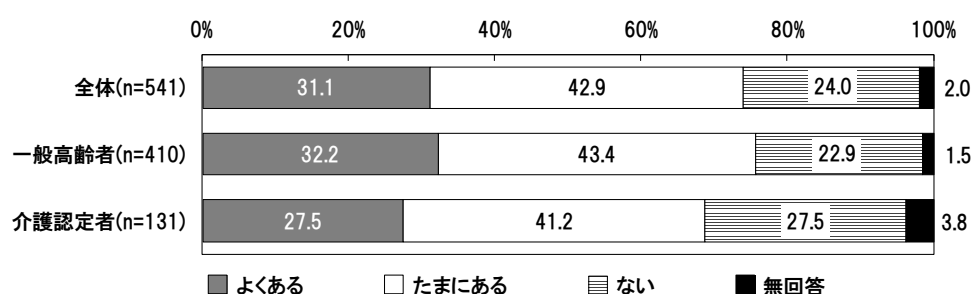


2) 家族や生活状況について

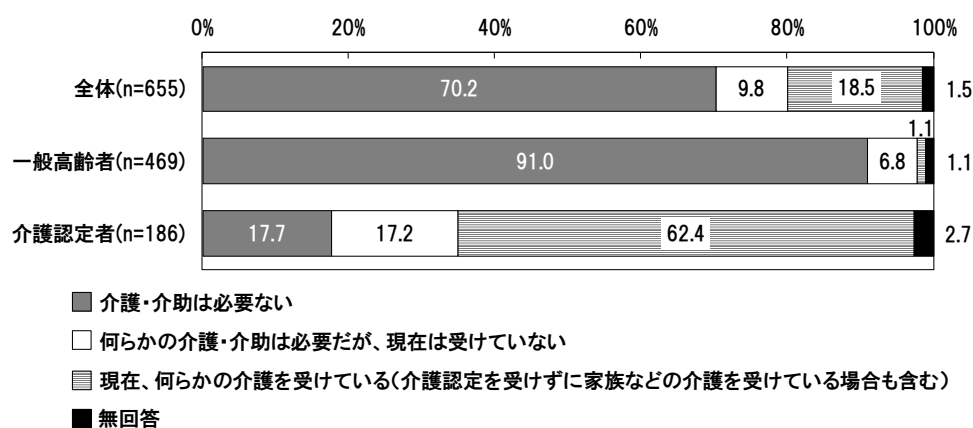
■問5 家族構成



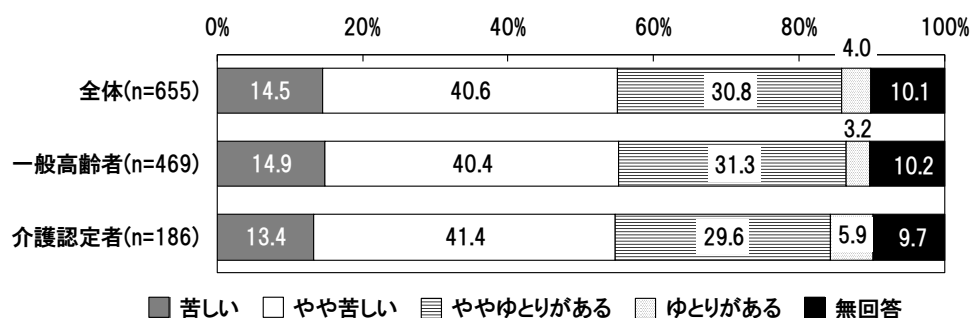
■問5-3 日中、一人になること ※問5で「家族など同居」と回答した人



■問6 普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

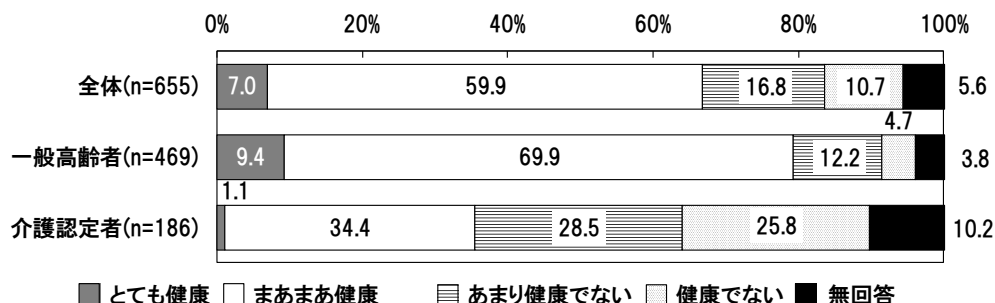


■問8 現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じていますか

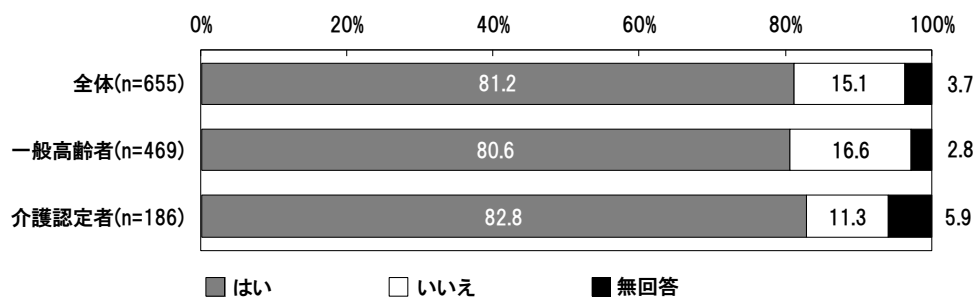


3) 健康について

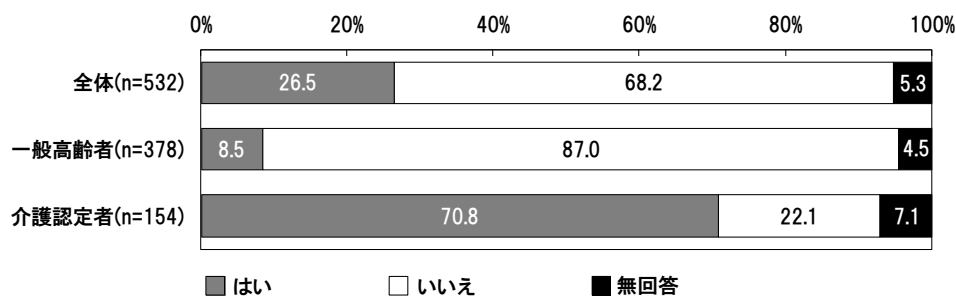
■問32 普段、ご自分で健康だと思いますか



■問35 現在、病院・医院に通院していますか



■問35-2 通院に介助が必要ですか ※問35で「はい」と回答した人



(3) 日常生活圏域ニーズ調査結果

1) 二次予防事業対象者について

本調査には、厚生労働省の基本チェックリスト25項目が含まれており、これを利用して、65歳以上の高齢者について評価を行い、二次予防事業対象者の出現状況等を把握しました。二次予防事業対象者とは、生活機能が低下し、要支援または要介護になるおそれのある65歳以上の人をいいます。

■基本チェックリスト

二次予防事業対象者の把握は、下記の「表 基本チェックリスト」の結果によります。

表 基本チェックリスト

区 分	質 問 項 目	いずれかに○	
生活機能全般	1 バスや電車で1人で外出していますか	0 はい	1 いいえ
	2 日用品の買物をしていますか	0 はい	1 いいえ
	3 預貯金の出し入れをしていますか	0 はい	1 いいえ
	4 友人の家を訪ねていますか	0 はい	1 いいえ
	5 家族や友人の相談にのっていますか	0 はい	1 いいえ
運動器の機能の状態	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0 はい	1 いいえ
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい	1 いいえ
	8 15分位続けて歩いていますか	0 はい	1 いいえ
	9 この1年間に転んだことがありますか	1 はい	0 いいえ
	10 転倒に対する不安は大きいですか	1 はい	0 いいえ
栄養状態	11 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1 はい	0 いいえ
	12 BMI	1 18.5未満	
口腔機能の状態	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい	0 いいえ
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい	0 いいえ
	15 口の渇きが気になりますか	1 はい	0 いいえ
閉じこもりの傾向	16 週に1回以上は外出していますか	0 はい	1 いいえ
	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい	0 いいえ
認知症の可能性	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1 はい	0 いいえ
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい	1 いいえ
	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1 はい	0 いいえ
うつの可能性	21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1 はい	0 いいえ
	22 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 はい	0 いいえ
	23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 はい	0 いいえ
	24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1 はい	0 いいえ
	25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1 はい	0 いいえ

(注1) BMI (＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当する。

(注2) ■の回答の個数が二次予防事業対象者の選定に用いられる。

■二次予防事業対象者の選定

二次予防事業対象者の選定のおおまかな基準を次に図示します。

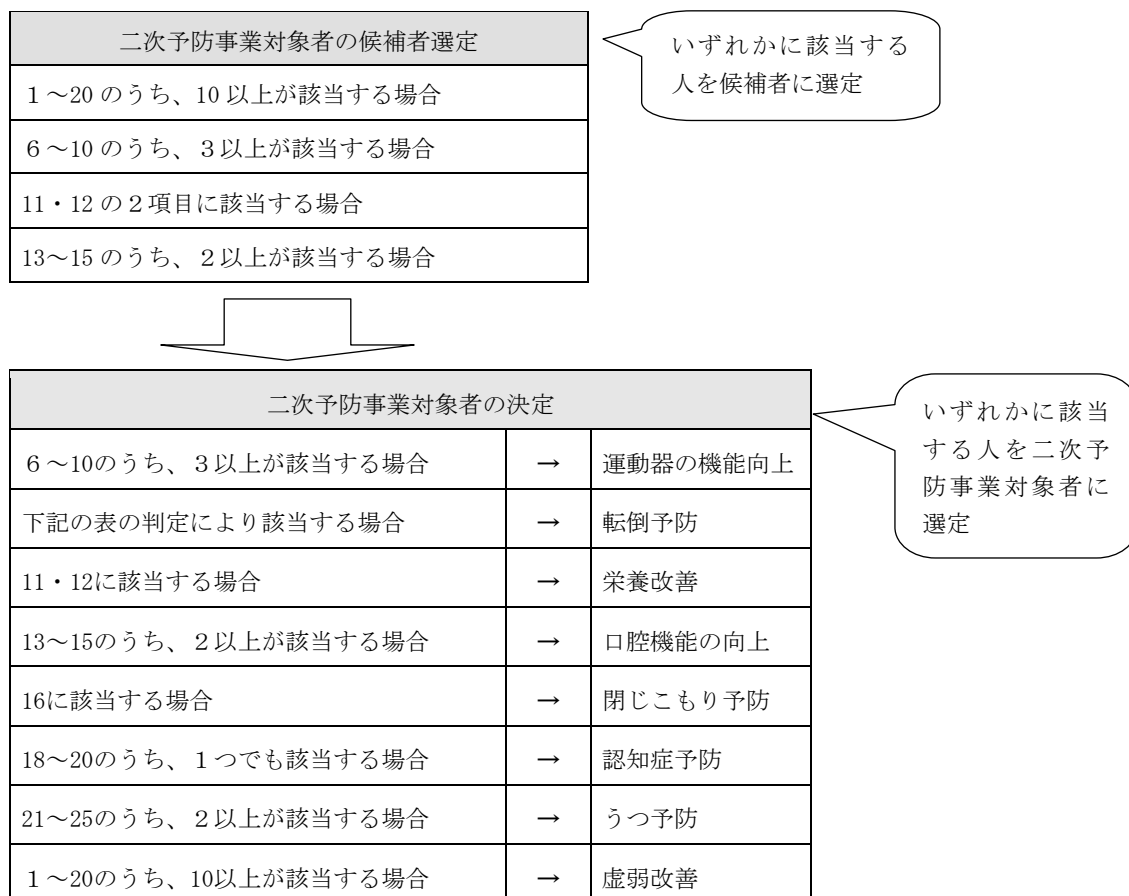
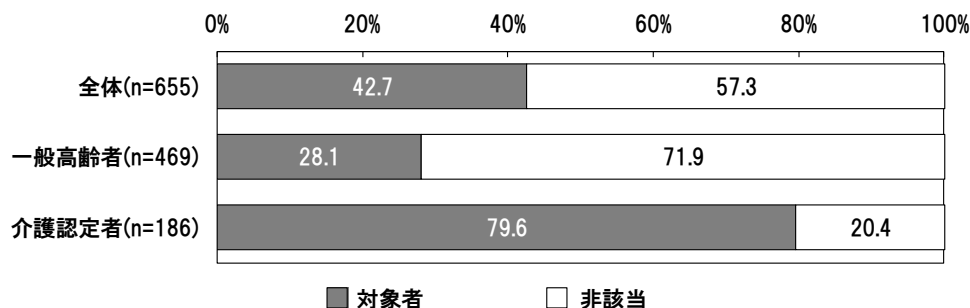


表 転倒リスクの判定方法

質 問 項 目	いずれかに○		配 点
1 この1年間に転んだことがありますか	1 はい	2 いいえ	質問項目の1は5点、2～5は2点。6点以上が転倒リスクがあると判定
2 背中が丸くなってきましたか	1 はい	2 いいえ	
3 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	1 はい	2 いいえ	
4 杖を使っていますか	1 はい	2 いいえ	
5 現在、何種類の薬を飲んでいますか	5 5種類以上		

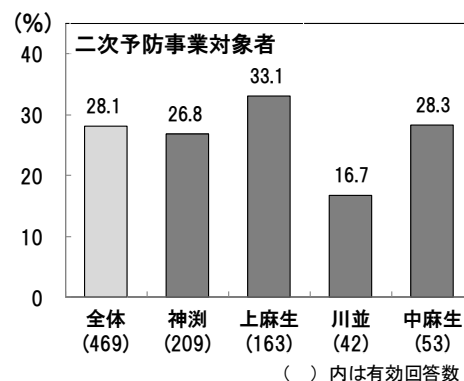
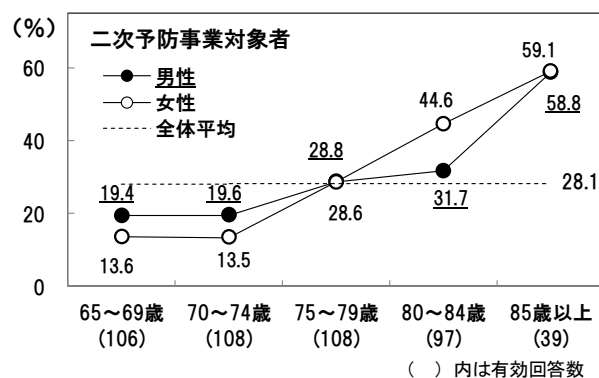
2) 二次予防事業対象者（候補者）の分析

■二次予防事業対象者の割合



■二次予防事業対象者の性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合

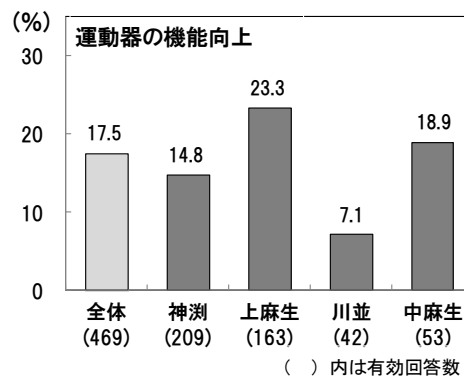
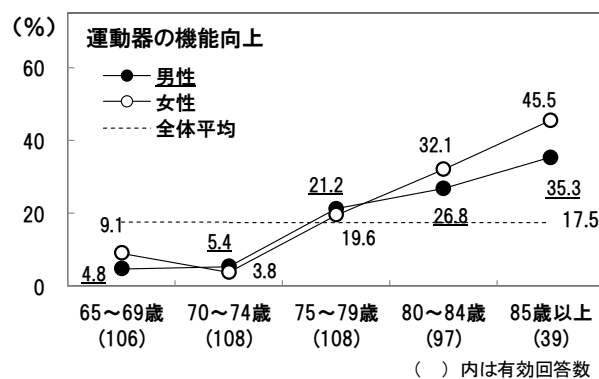
※要支援・要介護認定者は含んでいません



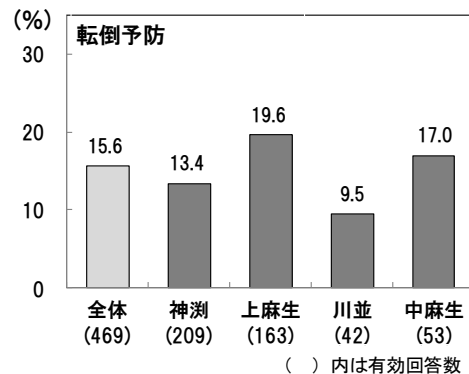
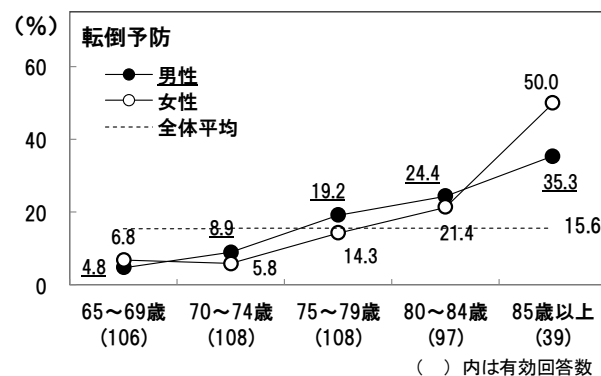
3) 二次予防事業対象者の生活機能別評価

※要支援・要介護認定者は評価対象としていません

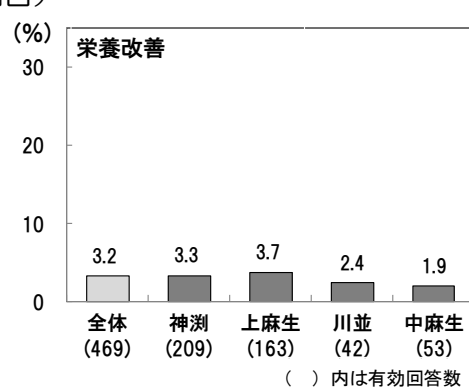
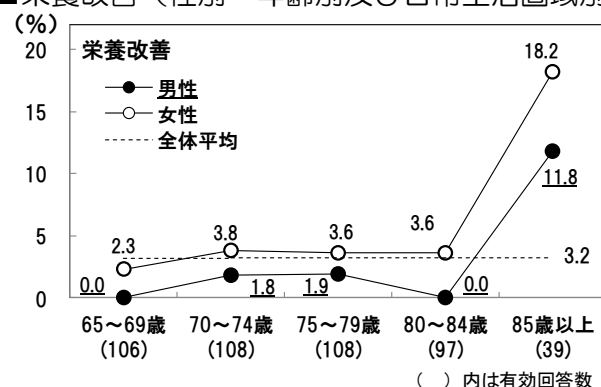
■運動器の機能向上（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）



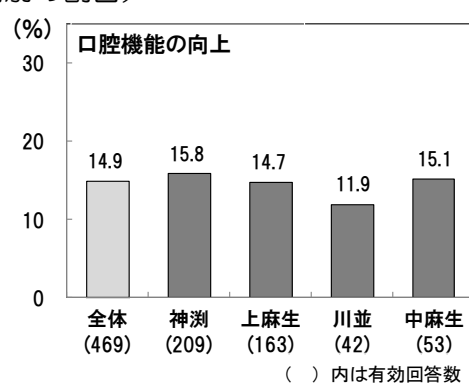
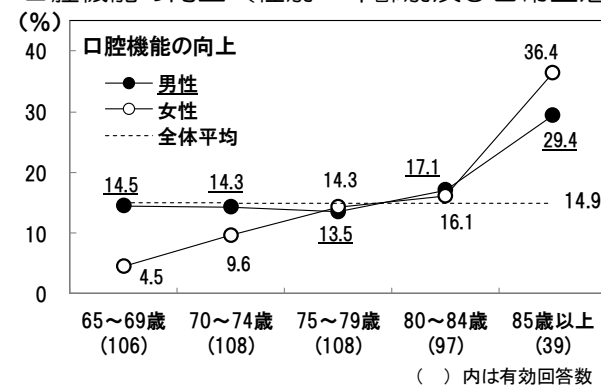
■転倒予防（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）



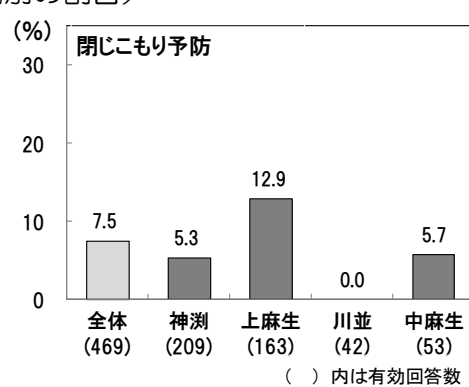
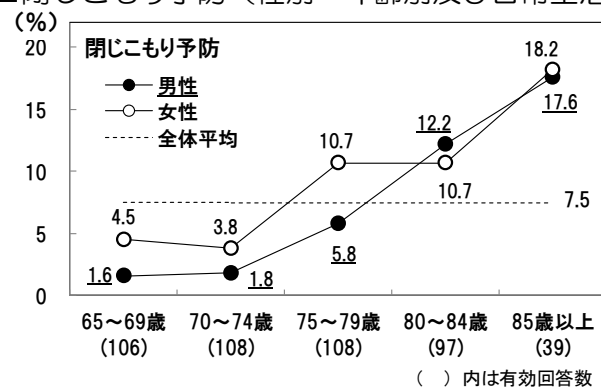
■栄養改善（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）



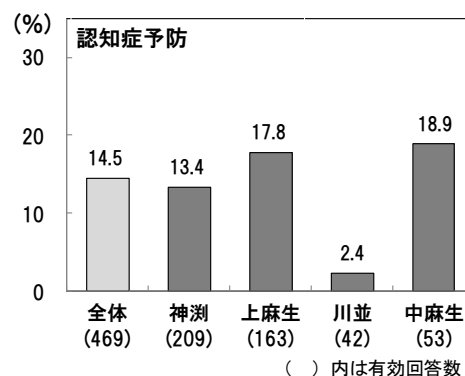
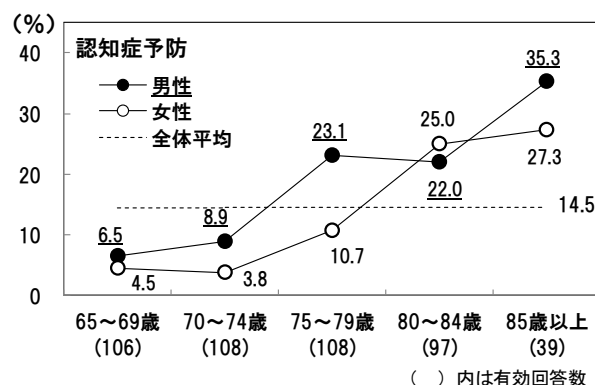
■口腔機能の向上（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）



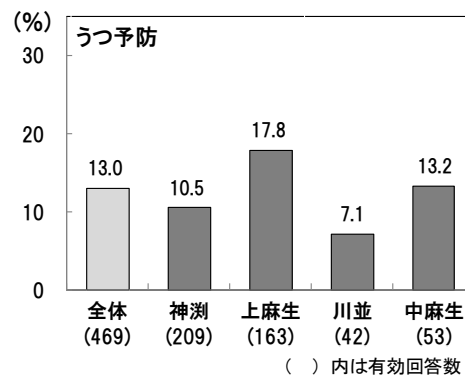
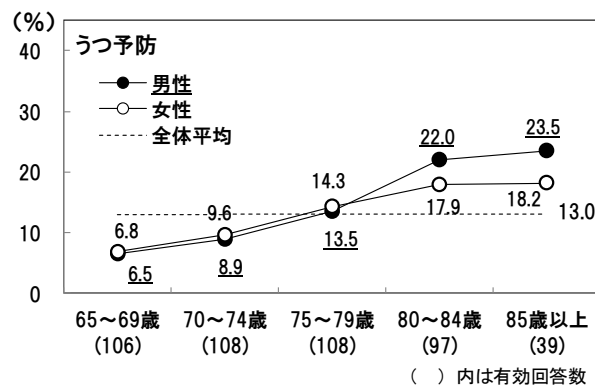
■閉じこもり予防（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）



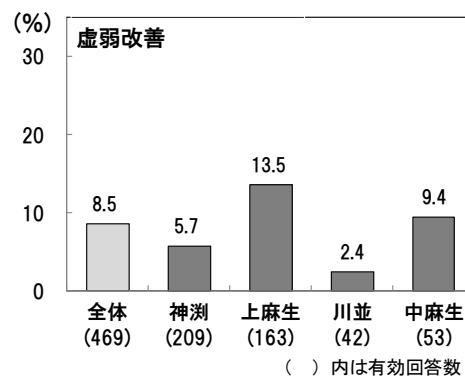
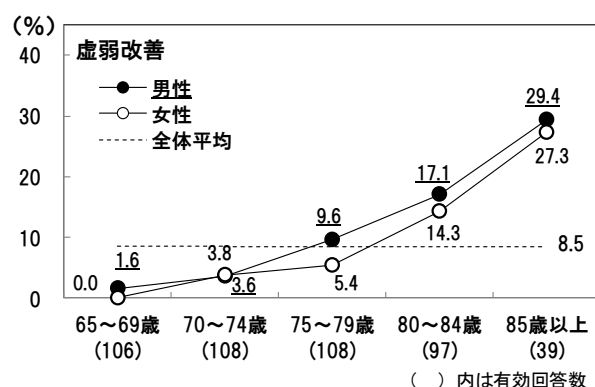
■認知症予防（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）



■うつ予防（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）



■虚弱改善（性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合）

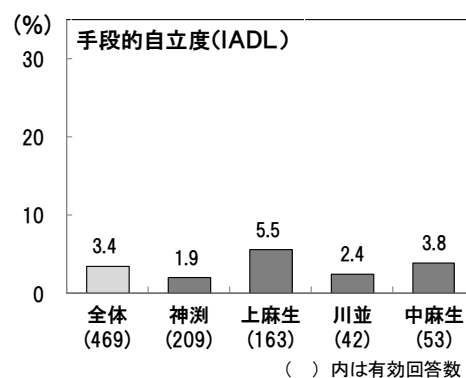
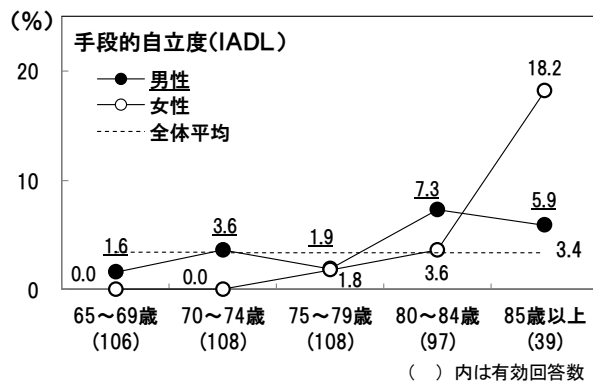


4) その他の生活機能評価

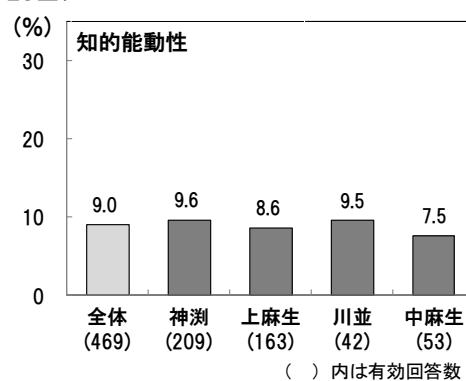
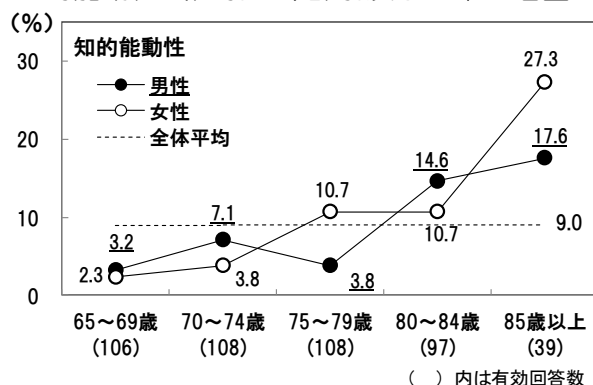
※要支援・要介護認定者は評価対象としていません

※「高い」「やや低い」「低い」の3段階評価の内、「低い」に該当する人の割合

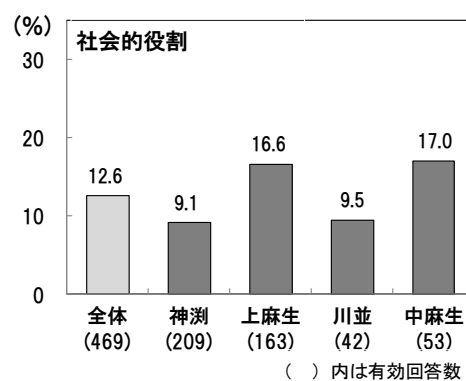
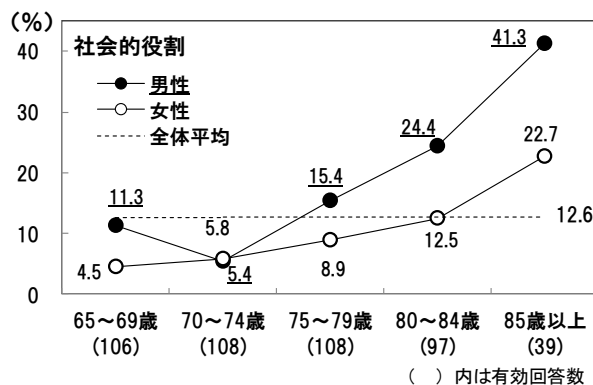
■手段的自立度《IADL》(性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合)



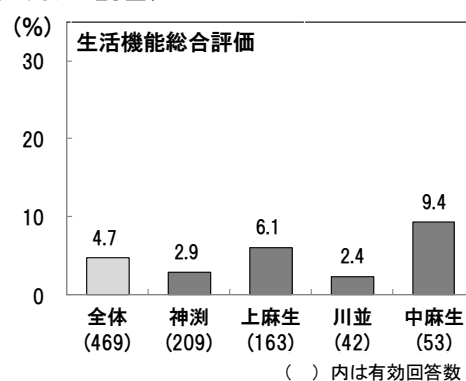
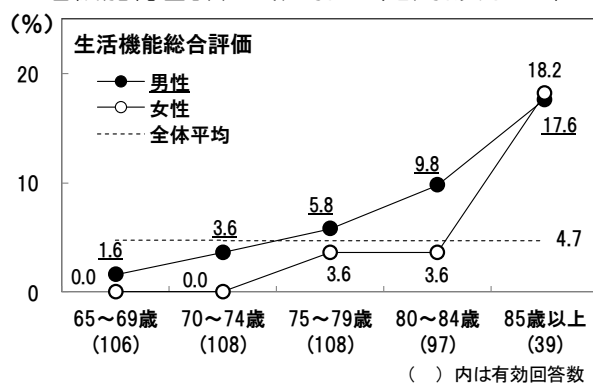
■知的能動性 (性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合)



■社会的役割 (性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合)



■生活機能総合評価 (性別・年齢別及び日常生活圏域別の割合)



5 第5期計画の評価

(1) 健康・生きがいづくり

■事業展開した中での現状

○さんさんサロン事業の推進については、毎月必ず参加される人もあり、内容も参加者に楽しんでもらえるように工夫しています。今後も、サロン事業に指導的立場で関わるボランティアの育成や発掘に力を入れ、多彩な人が関わる催しとしていく必要があります。

表 さんさんサロンの開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	264 人	264 人	264 人
	開催回数（回）	12 回	12 回	12 回
第 5 期実績値	参加人数（人）	253 人	257 人	264 人
	開催回数（回）	12 回	12 回	12 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○ふれあいいきいきサロン事業の推進については、サロン開催地区の増加の目的が達成されていません。今後はサロンのリーダーの養成やサロン実施のメリット、必要性など広報していく必要があります。

表 ふれあいいきいきサロンの開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	開催か所数（か所）	5 か所	5 か所	5 か所
	開催回数（回）	60 回	60 回	60 回
第 5 期実績値	開催か所数（か所）	5 か所	2 か所	2 か所
	開催回数（回）	24 回	24 回	24 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○高齢者能力活用事業の推進については、定年退職後も元気で働く人が多くなり、シルバー人材センターへの登録が減ってきています。

○七宗町福寿会の活性化については、若年老人の参加が減少しています。今後は福寿会への加入促進が必要です。

○高齢者本人の健康管理のため、健康手帳・健康管理ファイルを交付し、高齢者の健康把握と健康増進を推進しています。

表 健康手帳・健康管理ファイルの交付実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	交付件数（件）	30 件	30 件	30 件
第 5 期実績値	交付件数（件）	33 件	23 件	25 件

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○特定健康診査の受診率は、他市町村に比べ高くなっていますが、目標の 65%には達していません。今後も高い受診率を維持していけるような健診の体制整備を行います。

表 特定健康診査の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率（%）	55.0%	60.0%	65.0%
第 5 期実績値	受診率（%）	54.1%	52.8%	53.0%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○長寿健康診査は、治療中の人は受診されないため、受診者数に大きな変動はありません。平成 23 年度から、心電図・眼底検査を希望者全員に実施していますが、特定健康診査と同様、あまり受診率は伸びていません。

表 長寿健康診査の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率（%）	20.0%	22.0%	24.0%
第 5 期実績値	受診率（%）	20.9%	19.9%	21.5%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

〇がん健診は、全般的に受診率は横ばいです。今後も無料クーポン券の配布等を行い受診率の向上を図ります。

表 胃がん検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率 (%)	15.0%	15.0%	15.0%
第 5 期実績値	受診率 (%)	10.9%	11.2%	11.0%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 肺がん検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率 (%)	25.0%	25.0%	25.0%
第 5 期実績値	受診率 (%)	23.9%	25.7%	23.0%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 大腸がん検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率 (%)	25.0%	25.0%	25.0%
第 5 期実績値	受診率 (%)	21.7%	22.1%	22.0%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 前立腺がん検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率 (%)	25.0%	25.0%	25.0%
第 5 期実績値	受診率 (%)	27.2%	26.3%	26.0%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 子宮がん検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率 (%)	15.0%	15.0%	15.0%
第 5 期実績値	受診率 (%)	14.3%	13.8%	13.8%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 乳がん検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率 (%)	25.0%	25.0%	25.0%
第 5 期実績値	受診率 (%)	20.5%	19.8%	19.8%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○歯周疾患検診は、個人で受診している数について把握ができていません。申込み方法を簡単にしたり、対象者を拡大するなどして、受診率は徐々に伸びています。

表 歯周疾患検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率（％）	5.0%	5.0%	5.0%
第 5 期実績値	受診率（％）	5.2%	6.5%	8.5%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○骨粗鬆症検診は、骨密度を測定することにより骨粗鬆症を予防するものです。生活習慣の改善ができるように、健康教育に重点を置いています。

表 骨粗鬆症検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診率（％）	20.0%	20.0%	20.0%
第 5 期実績値	受診率（％）	16.6%	16.4%	16.0%

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○肝炎ウイルス検診は、1 人につき 1 回のみの検診のため、受診者数は横ばいになると考えられます。今後は、肝炎の早期発見に加え、治療者が重症化しないような体制整備も必要です。

表 肝炎ウイルス検診の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	受診者数（人）	20 人	20 人	20 人
第 5 期実績値	受診者数（人）	45 人	24 人	27 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○集団健康教育（40～64 歳）は、多くの健康教育が実施できています。

表 集団健康教育（40～64 歳）の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	延人数（人）	450 人	450 人	450 人
	開催回数（回）	25 回	25 回	25 回
第 5 期実績値	延人数（人）	304 人	194 人	194 人
	開催回数（回）	19 回	12 回	12 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○特定保健指導、積極的支援（40～64 歳）、動機付支援（40～74 歳）は、特定保健指導を受けやすいように、結果相談と同時に初回指導を実施し、来所回数を少なくして実施しています。

○健康相談は住民が利用しやすいよう、様々な機会で行うようにします。

表 健康相談（重点）の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	延人数（人）	100 人	100 人	100 人
	開催回数（回）	15 回	15 回	15 回
第 5 期実績値	延人数（人）	43 人	54 人	54 人
	開催回数（回）	12 回	12 回	12 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 健康相談（総合）の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	延人数（人）	350 人	350 人	350 人
	開催回数（回）	30 回	30 回	30 回
第 5 期実績値	延人数（人）	226 人	196 人	196 人
	開催回数（回）	19 回	14 回	14 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○訪問指導の充実は、計画値を大きく下回っています。健診後要指導者のについては、来所による指導が主体のため、計画値を見直します。

表 訪問指導（健診後要指導者等（40～64 歳））の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	訪問回数（回）	20 回	20 回	20 回
第 5 期実績値	訪問回数（回）	5 回	1 回	1 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 訪問指導（健診後要指導者等（65 歳以上））の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	訪問回数（回）	15 回	15 回	15 回
第 5 期実績値	訪問回数（回）	0 回	0 回	0 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○訪問栄養指導は、ここ数年実施していませんが、健康相談等への来所で対応します。今後も訪問が必要な方には積極的に訪問指導を行っていきます。

表 訪問栄養指導（40～64 歳）の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	訪問回数（回）	3 回	3 回	3 回
第 5 期実績値	訪問回数（回）	0 回	0 回	0 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 訪問栄養指導（65 歳以上）の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	訪問回数（回）	2 回	2 回	2 回
第 5 期実績値	訪問回数（回）	0 回	0 回	0 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○スポーツ・レクリエーションの推進については、介護予防のポピュレーションアプローチとして、運動教室への参加が有効です。今後は、福寿会・教育委員会と連携した活動が必要です。

(2) 良質な介護サービスの基盤づくり

■事業展開した中での現状

○一次、二次予防事業全般については、参加者が固定化しており、自主的な活動に結びついていません。

○通所型の予防事業は、交通手段の確保が困難なこともあり、参加率が伸びていません。

表 介護予防に関する講演会等の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	700 人	750 人	800 人
	開催回数（回）	60 回	70 回	80 回
第 5 期実績値	参加人数（人）	510 人	539 人	580 人
	開催回数（回）	45 回	45 回	45 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 介護予防ケアマネジメントの実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	延人数（人）	20 人	22 人	25 人
第 5 期実績値	延人数（人）	12 人	8 人	10 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 運動教室の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	20 人	20 人	20 人
第 5 期実績値	参加人数（人）	7 人	6 人	6 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 栄養教室の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	3 人	4 人	5 人
第 5 期実績値	参加人数（人）	0 人	0 人	2 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 口腔ケア教室の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	10 人	12 人	15 人
第 5 期実績値	参加人数（人）	6 人	2 人	5 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

(3) 自立生活を支える基盤づくり

■事業展開した中での現状

○生活支援型配食サービスは、利用者数は季節により変動しますが、計画値を上回っています。実施回数は、日によって利用がないときもありますが、ほぼ計画通りとなっています。

表 生活支援型配食サービスの実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	人数（人）	60 人	60 人	60 人
	実施回数（回）	1,000 回	1,000 回	1,000 回
第 5 期実績値	人数（人）	75 人	66 人	66 人
	実施回数（回）	1,121 回	1,000 回	1,044 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○軽度生活援助事業は、利用者がありません。制度の見直しの検討が必要です

○移送（外出支援）サービスの利用者はほぼ計画通りの実績となっています。回数は人工透析患者の利用により変動しますが、計画値を下回っています。

表 移送（外出支援）サービスの実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26
第 5 期計画値	人数（人）	300 人	300 人	300 人
	実施回数（回）	1,000 回	1,000 回	1,000 回
第 5 期実績値	人数（人）	210 人	219 人	252 人
	実施回数（回）	426 回	431 回	432 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○日常生活用具無料貸与事業は、計画値を下回っています。また、車イスが古くなってきており、新たな購入の検討が必要です。

表 日常生活用具無料貸与事業の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	車イス（台）	10 台	10 台	27 台
	特殊寝台（台）	10 台	10 台	13 台
第 5 期実績値	車イス（台）	14 台	10 台	18 台
	特殊寝台（台）	8 台	5 台	5 台

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○地域ケアマネ連絡会議はほぼ計画通りの実績となっています。

表 地域ケアマネ連絡会議の開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	開催回数（回）	4 回	4 回	4 回
第 5 期実績値	開催回数（回）	4 回	4 回	4 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 独居老人等緊急通報装置貸与事業の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	延人数（人）	40 人	45 人	50 人
第 5 期実績値	延人数（人）	22 人	22 人	25 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○紙おむつ購入費助成事業は、計画通りの実績となっており、在宅介護を援助する目的を果たしています。

表 紙おむつ購入費助成事業の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	人数（人）	540 人	540 人	540 人
第 5 期実績値	人数（人）	571 人	523 人	530 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○在宅寝たきり老人等介護手当支給事業は、在宅介護が年々増加傾向にあります。

表 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	人数（人）	300 人	300 人	300 人
第 5 期実績値	人数（人）	186 人	189 人	216 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○家族介護者支援事業は、参加者から好評を得ており、介護者相互の交流に役立っています。しかし、参加者は減少し、固定する傾向にあります。今後は、新しい参加者を増やす方法を検討するとともに、参加者がリフレッシュできる内容を企画していく必要があります。

表 家族介護者支援事業の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	30 人	30 人	30 人
	開催回数（回）	1 回	1 回	1 回
第 5 期実績値	参加人数（人）	14 人	16 人	15 人
	開催回数（回）	2 回	2 回	2 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 家族介護者教室の開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	30 人	30 人	30 人
	開催回数（回）	3 回	3 回	3 回
第 5 期実績値	参加人数（人）	3 人	3 人	5 人
	開催回数（回）	1 回	1 回	1 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○養護老人ホームは、従来からの入所者 3 名のみで高齢化しています。

表 養護老人ホームの利用実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	利用人数（人）	2 人	2 人	2 人
第 5 期実績値	利用人数（人）	2 人	4 人	3 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○ケアハウス入所者は 3 名です。介護保険を利用し、自立した生活ができています。

表 ケアハウスの利用実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	利用人数（人）	3 人	3 人	3 人
第 5 期実績値	利用人数（人）	3 人	4 人	3 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

(4) 地域での高齢者支援体制づくり

■事業展開した中での現状

○福祉懇談会は、東日本大震災の影響もあり、地域住民の安心安全に対する意識が高く、平成24年度までは参加者が多く、開催回数はほぼ計画通りでしたが、平成25年度以降は計画を下回っています。福祉懇談会は、地域の福祉力向上の場として効果が期待できますので、今後さらなる充実を図る必要があります。

表 福祉懇談会の開催実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第5期計画値	開催回数（回）	16回	16回	16回
第5期実績値	開催回数（回）	14回	0回	7回

※平成26年度第5期実績値は見込

表 福祉教室・ボランティア教室の開催実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第5期計画値	開催回数（回）	5回	5回	5回
第5期実績値	開催回数（回）	5回	5回	5回

※平成26年度第5期実績値は見込

表 ボランティア体験事業の実施実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第5期計画値	参加人数（人）	60人	60人	60人
	開催回数（回）	5回	5回	5回
第5期実績値	参加人数（人）	57人	57人	57人
	開催回数（回）	5回	5回	5回

※平成26年度第5期実績値は見込

○ふれあいサロン地域茶話会活動は、楽しみにしている方も多く、地域住民の方と直接ふれあうことでニーズ把握の場としても役立っています。

表 ふれあいサロン地域茶話会活動の開催実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第5期計画値	参加人数（人）	320人	320人	320人
	開催地区（地区）	32地区	32地区	32地区
第5期実績値	参加人数（人）	324人	315人	320人
	開催地区（地区）	32地区	31地区	32地区

※平成26年度第5期実績値は見込

○福祉委員活動は、計画通りの実績となっています。研修を行うことで活動に対する強化に役立っています。

表 福祉委員活動の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	活動回数（回）	2 回	2 回	2 回
第 5 期実績値	活動回数（回）	2 回	2 回	2 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○独居老人の集いは、参加人数が計画値を少し下回っていますが、参加者には大変好評です。

表 独居老人の集いの開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	40 人	40 人	40 人
	開催回数（回）	2 回	2 回	2 回
第 5 期実績値	参加人数（人）	28 人	30 人	40 人
	開催回数（回）	1 回	1 回	2 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○ボランティアの育成事業について住民参加のもとに進められています。

表 シルバーボランティアの養成事業の開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	参加人数（人）	8 人	9 人	10 人
第 5 期実績値	参加人数（人）	8 人	9 人	10 人

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 ボランティアリーダー・アドバイザーの養成事業の開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	開催回数（回）	2 回	2 回	2 回
第 5 期実績値	開催回数（回）	2 回	1 回	1 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 災害ボランティアの育成事業の開催実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	開催回数（回）	2 回	2 回	2 回
第 5 期実績値	開催回数（回）	1 回	1 回	1 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

○ふれあい型食事サービスは、実施回数は計画通りで、提供食数は計画値をやや下回っています。今後、対象者が増えると予想されますが、ボランティアで調理できる数に限界があるため、運営方法を検討する必要があります。

表 ふれあい型食事サービスの実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	実施回数（回）	24 回	24 回	24 回
	提供食数（食）	2,050 食	2,050 食	2,100 食
第 5 期実績値	実施回数（回）	24 回	24 回	24 回
	提供食数（食）	1,876 食	1,894 食	1,900 食

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

（5）高齢者施策の推進体制づくり

■事業展開した中での現状

○町社会福祉協議会において、民生委員等の協力により総合相談活動の一環として、「心配ごと相談」「無料法律相談」を実施しています。

表 心配ごと相談の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	開催回数（回）	12 回	12 回	12 回
第 5 期実績値	開催回数（回）	12 回	12 回	12 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

表 無料法律相談の実施実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 5 期計画値	開催回数（回）	6 回	6 回	6 回
第 5 期実績値	開催回数（回）	6 回	6 回	6 回

※平成 26 年度第 5 期実績値は見込

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 地域包括ケアシステムの構築を目指して

(1) 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、医療・介護・予防・生活支援・住まいが地域において切れ目なく一体的に提供される体制であり、その構築のためには地域の実態を踏まえた「在宅医療・介護連携の強化」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「高齢者の居住安定に係る施策との連携」に取り組んでいかなければなりません。

高齢で医療や介護などが必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって、人としての尊厳を保ちながら、自立した日常生活を送ることは、すべての市民の共通の願いです。少子高齢化が進行する中で、この願いを実現できるか否かは、「地域包括ケアシステム」の構築の成否にかかっています。

地域包括ケアシステムの構築により形成される地域ごとのサービスのネットワークは、将来的に高齢者の枠を超えて対象者を広げることにより、子ども・子育て支援、障がい者福祉、生活困窮者支援などにおいても貴重な社会資源になります。

本計画は、本町において地域包括ケアシステムを構築するための計画でもあります。

(2) 地域包括ケアシステムの構成要素

地域包括ケアシステムを支えていく要素として、「本人と家族の選択と心構え」が重要です。これからは、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯が主流になってくることから、地域の支えや介護サービスが充足していたとしても、これまでのように常に誰かが家の中にいるわけではなく、誰かに見守られずに自宅で亡くなることもあることを、理解した上で在宅生活を選択する必要があります。

そのうえで生活の基盤として、自宅やサービス付き高齢者向け住宅などの「住まい」が確保されることが、在宅生活を継続できることにつながります。

そして、その「住まい」の中に生活があり、心身の能力の低下や経済的な理由、家族関係の変化などによって従来どおりの生活を維持できなくなったり、尊厳が守られた生活が継続できなくなった場合に「生活支援」が必要となります。

「生活支援」は介護事業所により支援されるものだけでなく、その担い手は「老人クラブ、自治会、ボランティア・NPOなど」と多様で、地域の住民などによる積極的な取り組みによりサービスが提供されることが期待されています。

このように「住まい」と「生活支援」によって在宅生活が確保されたうえで、その人に合った「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が提供されます。在宅療養の高齢者の病状が悪化した時に受入れが可能なバックアップ体制により、必要時には入院でき、退院後には再び在宅医療に戻ることができ、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型サービスにより地域での生活が支えられます。特に医療と介護の連携が必要で、多職種間で顔の見える関係を構築し、介護職と医療職間の相互理解や情報共有を図ることでより効果的なサービスが提供されます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の方が安心して生活できるよう、徘徊・見守りネットワークの拡大や家族介護者の負担軽減を図る施策も重要です。

多様なニーズに対するサービスの拡がりに対し、ボランティア、NPO、民間企業など多様な主体によるインフォーマルなサービスの提供が必要となってきますが、地域の元気な高齢者もその担い手として活躍してもらうことが、高齢者の生きがいや介護予防にもつながっていきます。

このように住民が可能な限り地域の中で、安心できる生活を続けて行けるようなしくみを構築する必要があります。

図 地域包括ケアシステムのイメージ

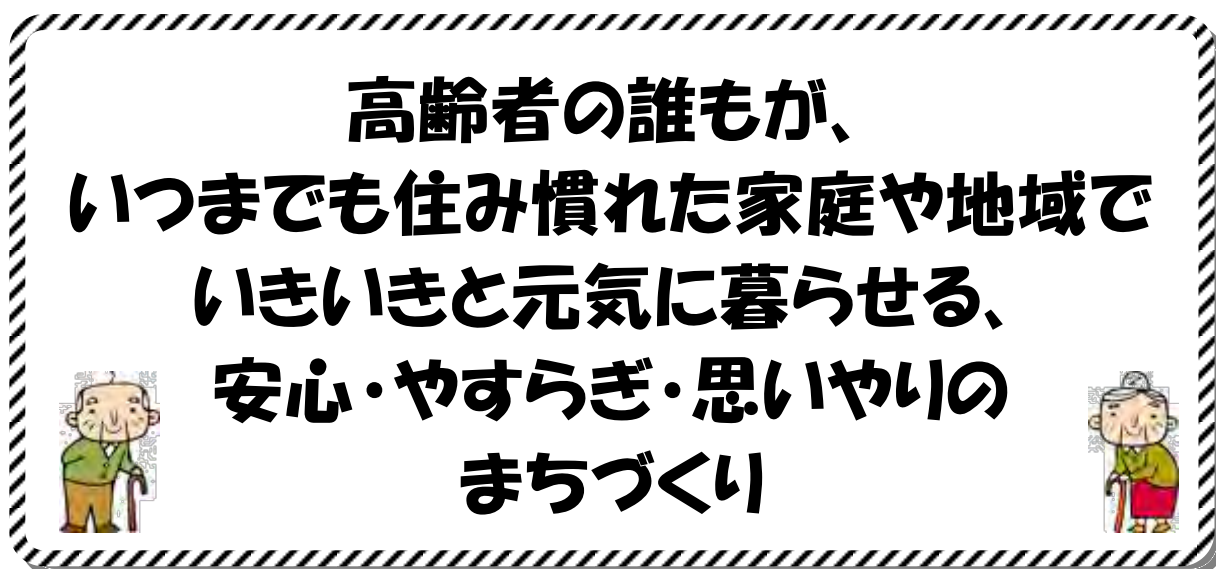


2 基本理念

第5期計画では、「高齢者の誰もが、いつまでも住み慣れた家庭や地域で、いきいきと元気に暮らせる、安心・やすらぎ・思いやりのまちづくり」を基本理念に掲げ、「地域包括ケア」の推進に取り組んできました。

国は第6期計画を「地域包括ケアシステム」の構築に向けた第一歩と位置づけていることから、本計画では、第5期計画に引き続き「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが必要となってきます。

このことから、本計画では第5期計画の基本理念を踏襲し、次のように基本理念を定めます。



互いに支えあう気持ちが必要であり、ちょっと声をかけて誘いあうなど、誰にでもできることもあります。

また、健康づくりや介護予防などは、個人が自分の問題として受け止め、積極的に活動に参加してはじめて実現できることです。

すべての人や組織が自分たちでできることは何かを考え、できることから始めながら、心豊かに高齢期を迎えられるよう、福祉・保健の様々な活動の展開に取り組めます。

3 基本目標

基本理念の達成に向け、次の基本目標を掲げます。

(1) 健康・生きがいづくり

高齢者の健康づくりは、身体的な健康のみではなく、感動や喜び、嬉しさなどから発する心の動きに着目し「意欲を喚起」することが重要です。そのために、幅広い年齢層が参加しやすい事業を推進します。

また、高齢者が生きがいをもった生活を継続できるよう、高齢者自らが習得した経験や技能を生かした地域貢献を積極的に推進します。

【 施策項目 】

- (1) 社会参加・生きがいづくりの推進
- (2) 健康づくりの推進



（２）良質な介護サービスの基盤づくり

介護保険事業を円滑に運営するためには、適正なサービス量の見込みの推計を実施し、介護保険料を設定していくことが必要です。また、それらの見込みの中で、介護予防事業や介護基盤の整備を実施し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けられるよう支援をしていくことで、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

【 施策項目 】

- （１）介護予防事業の推進
- （２）介護サービスの適正な実施
- （３）介護サービスの質の向上



（３）自立生活を支える基盤づくり

ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の方は、介護が必要な状態ではなくても、心身の機能低下のため、日常生活において何らかの生活の支援が必要です。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の個々の生活状況に応じた在宅生活を支えるサービスを提供し、自立した生活のための支援を推進します。

【 施策項目 】

- （１）生活支援の推進
- （２）家族介護支援の推進
- （３）介護保険事業以外の施設福祉事業の推進



（４）地域での高齢者支援体制づくり

高齢者が安心して地域で生活を送るためには、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいなどを提供していく「地域包括ケア」が必要です。

このような「地域包括ケア」を実現していくために、公的なサービス提供だけでなく、より身近な存在である地域住民一人ひとりが、共助の担い手として地域福祉活動に取り組むことにより、高齢者に対してきめ細かな支援や見守りを行うことが重要となります。

支援を必要とする高齢者が、生活の場である身近な地域において、公的サービスだけでなく住民同士のふれあいや助けあい、支えあいによるさまざまな支援を受けながら生活することができるよう、住民による福祉活動に対して必要な支援や基盤づくりを推進します。

【 施策項目 】

- （１）地域包括ケアの推進
- （２）福祉の心づくりの推進
- （３）住民助けあい活動の推進
- （４）ボランティア・NPOの育成・支援
- （５）住民参加型サービスの推進



（５）高齢者施策の推進体制づくり

高齢者の地域生活を支えるために、地域包括支援センターを中心に、福祉サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会等、さまざまな機関や団体の連携を強化するためのネットワーク構築を推進します。

今後増加が予想されている認知症高齢者への対応や高齢者虐待を早期発見・防止し、高齢者の尊厳が守られるよう、権利擁護事業の推進や地域の住民が主体となった、身近な地域における高齢者の見守りや手助けができるような関係づくりを推進します。

【 施策項目 】

- （１）情報提供、総合相談体制の確立
- （２）苦情解決、権利擁護体制の確立
- （３）施策の推進体制の整備



4 計画の体系

高齢者の誰もがいつまでも住み慣れた家庭や地域で
いきいきと元気に暮らせる、安心・やすらぎ・思いやりの
まちづくり

1 健康・生きがいづくり

- (1) 社会参加・生きがいづくりの推進
- (2) 健康づくりの推進

2 良質な介護サービスの基盤づくり

- (1) 介護予防事業の推進
- (2) 介護サービスの適正な実施
- (3) 介護サービスの質の向上

3 自立生活を支える基盤づくり

- (1) 生活支援の推進
- (2) 家族介護支援の推進
- (3) 介護保険事業以外の施設福祉事業の推進

4 地域での高齢者支援体制づくり

- (1) 地域包括ケアの推進
- (2) 福祉の心づくりの推進
- (3) 住民助け合い活動の推進
- (4) ボランティア・NPOの育成・支援
- (5) 住民参加型サービスの推進

5 高齢者施策の推進体制づくり

- (1) 情報提供、総合相談体制の確立
- (2) 苦情解決、権利擁護体制の確立
- (3) 施策の推進体制の整備

第4章 高齢者福祉施策の展開

1 健康・生きがいづくり

(1) 社会参加・生きがいづくりの推進

【施策の方向性】

これからの長寿社会の中で、活力ある高齢者が地域の中で最大限に力を発揮するため、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進することは非常に重要なことです。

また、職場や家庭、地域社会など様々な場面で長年培ってきた技術・知識・経験を持つ高齢者が、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で、高齢者の能力を地域社会へ還元するための環境づくりを進め、高齢者が元気に活躍する活力ある社会の形成をめざします。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
さんさんサロン事業	サンホーム七宗において、閉じこもり予防、生きがい対策の推進を目的に、高齢者が定期的に集まって楽しいひと時を過ごしていただく事業を引き続き実施します。
ふれあいいきいきサロン事業の推進	高齢者等の閉じこもり予防、生きがい対策の推進などを目的に、地域の集会所等に月1回程度集まって楽しいひと時を過ごしていただく事業を、地域の単位福寿会、住民団体、ボランティア等と連携して引き続き実施します。
高齢者能力活用事業の推進	高齢者の能力を活かして社会参加を促進し生きがいにつなげるため、町に関係する事業で高齢者にふさわしい仕事については積極的に七宗町シルバー人材センターへ委託するなど、高齢者の積極的な活用に努めます。
高齢者の人材活用の促進	地域活動、スポーツ・レクリエーション活動、公民館活動等の場において、さまざまな知識・経験・能力をもつ高齢者を積極的に活用するとともに、地域活動等における指導者となる高齢者の養成に努めます。

事業名	事業の方向性
七宗町福寿会の活性化	若年老人の加入を促進し、地域の活性化を図るために、福寿会が地域活動の有力な構成メンバーとして、福祉、教育、環境、まちづくり等さまざまな活動に積極的に参加していきます。
生涯学習の充実	高齢者のニーズに即した多様な講座の開設を図り、また、開催場所、時間等より多くの高齢者が参加できるよう活動内容の充実に努めます。
サークル活動の促進	福寿会等の活動、スポーツ・レクリエーション活動、ふれあいいきいきサロン活動、生涯学習等地域活動への積極的な参加を促し、同世代や異世代との交流を通じた仲間づくりを推進します。
施設等のバリアフリー化の推進	今後整備される公共施設や道路等については、高齢者や障がいのある人にやさしいバリアフリーの構造・設備に配慮し、十分な安全確保に努めるとともに、既存の施設等についても点検を行い、順次整備改良に努めます。



(2) 健康づくりの推進

【施策の方向性】

高齢者一人ひとりが自分自身の健康状態を理解し、「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を持ち、健康づくりに取り組むことが大切です。

壮年期から介護予防の意識を持てるよう、各種事業での啓発を行います。また高齢者に対しては、介護予防を踏まえた健康づくりの取り組みを推進していきます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
健康手帳・健康管理ファイルの交付	利用者本人の健康管理のため、健康手帳・健康管理ファイルを交付し、利用者の健康把握と健康増進を一層推進します。
健康診査・各種検診事業の充実	長寿健康診査、がん検診、歯周疾患検診、高齢者歯科口腔健診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診を実施します。
健康教育の推進	生活習慣の改善が介護予防につながるよう努めます。
健康相談の推進	疾病予防や介護予防を中心とした健康相談を一層推進します。
訪問指導の充実 訪問栄養指導の充実	生活習慣の改善が、介護予防につながるよう訪問指導を行います。また、介護予防事業と連携し、保健指導、栄養指導が必要な高齢者に訪問指導を行います。
スポーツ・レクリエーションの推進	福寿会、地区自治会等と連携を図りながら、地域住民や高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション指導者の養成、高齢者向け軽スポーツの普及、地区住民や地区高齢者スポーツ・レクリエーション大会などの開催に努めます。

2 良質な介護サービスの基盤づくり

(1) 介護予防事業の推進

【施策の方向性】

高齢者がいつまでも健康な生活が送れるよう、介護予防に関する啓発活動や地域における介護予防活動などの支援に取り組みます。

また、生活機能が低下し、要介護状態に陥りそうな高齢者に対しては、健康増進事業との連携により、介護予防事業の提供を行うことで、健康状態の改善を図り、要介護状態となることを予防します。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
介護予防の普及・啓発	高齢者が自ら介護予防に取り組むとともに、地域において自主的な介護予防活動が実施されるよう、介護予防に関する教室等の開催やパンフレットの配布による啓発を推進します。
介護予防ケアマネジメントの推進	要介護状態に陥りがちな高齢者の実態の把握に努めるとともに、生活機能の向上に向けた適切な介護予防事業が受けられるよう、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを推進します。
二次予防対象者向け介護予防サービスの推進	要介護状態に陥りそうな虚弱高齢者（二次予防対象者）を対象に、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的とした教室を、医療機関等との連携を図り、理学療法士、運動指導士等の協力を得ながら、生きがい健康センター、地域包括支援センターで実施し、介護予防に努めます。



(2) 介護サービスの適正な実施

【施策の方向性】

介護給付の適正化の基本は、介護保険サービスを必要とする高齢者を適正に認定した上で、利用者が真に必要とするサービスを適正に受給できる社会基盤を整えることです。

介護給付の適正化を図ることにより、不適切な給付を未然に防ぎ、利用者に対する適切な介護サービスの提供を図ります。

また、介護保険制度の持続性を確保していくために、介護給付費や介護保険料の増大抑制に向けた取り組みを岐阜県との連携のもと推進していきます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
要介護認定の適正化	調査員は常に面接技術の向上に努め、適正な調査を行います。
ケアプランの点検	介護支援事業所のケアマネジャーから定期的にケアプランの提出を求め内容をチェックし、認定調査票と主治医意見書の情報とケアプラン情報とに違いがある場合は、対象の事業者の説明を求め、必要に応じ訪問し担当者に説明を求めます。
縦覧点検、医療情報との突合	国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、入院日数と介護給付、福祉用具の貸与状況などの整合性を確認します。
住宅改修等の検査	申請書類等と照合して内容の確認等を行います。
介護給付費通知	国保連合会給付実績を適宜抽出し、被保険者が利用したサービス事業者名・サービス費用額・サービス種類名を郵送にて通知します。



(3) 介護サービスの質の向上

【施策の方向性】

サービス利用者は、自らの選択で質の高いサービスを安心して利用する権利を有しています。

その権利を擁護するため、町は保険者として事業者の適正なサービスの提供や介護保険施設などの情報公開を促進します。

また、福祉や保健分野の人材確保・資質の向上に努めるとともに、第三者評価制度の導入やサービス拠点整備によるサービスの質の向上を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
サービスに携わる人材の確保・養成	ホームヘルパー、訪問看護師、介護支援専門員、デイサービス職員、地域包括支援センター職員等の人材確保を図るとともに、サービス従事者の一層の資質の向上をめざすため、県等とも連携して、人材の養成・研修に努めます。
専門資格取得の促進	介護サービス従事者の資格には、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー1級・2級などがあります。介護サービス従事者がより高い専門性をめざし、これらの資格を取得するよう県等とも連携して推進します。
介護支援専門員の資質の一層の向上	介護支援専門員は、要介護認定者や家族にとって必要なサービスを総合的・一体的に組み合わせた介護サービス計画を立案し、サービス提供事業者とサービス提供についての調整業務を行っています。したがって、介護保険を適正に実施する上で重要な役割を担っている介護支援専門員に対する現任教育等を積極的に推進し、一層の資質の向上を図ります。
第三者評価制度等の導入	町内の全サービス事業者に、第三者委員によるサービス評価制度と事故等に対応するためのリスクマネジメントの導入を指導し、利用者が安心して利用できるようサービスの質の向上に努めます。
身近な場所での高齢者福祉サービスの拠点づくり	社会福祉協議会、介護従事者、地域包括支援センター、医療機関等と連携を図り、各種相談やサービス提供体制づくりに努めます。

3 自立生活を支える基盤づくり

(1) 生活支援の推進

【施策の方向性】

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を送れるよう、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等に対する生活支援を推進します。

介護保険サービスだけでなく、支援が必要な人に対して、適切な生活支援のためのサービス提供を推進します。

また、社会の動向に伴って必要なサービスは変化していくため、必要に応じてサービス内容の検討を行います。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
生活支援型配食サービスの推進	ひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯等で、高齢や障がいなどの理由により調理に支障をきたすようになった世帯に対して、1日1食の給食を供給できる体制づくりに努めます。
軽度生活援助事業の推進	ひとり暮らし高齢者等の世帯に対して、ホームヘルパー等の派遣による買い物や洗濯などの日常生活を援助し、在宅での自立した生活の維持、介護予防に努め、ニーズを見極めながら、必要に応じて実施します。
移送（外出支援）サービスの推進	65歳以上の要援護高齢者、身体障がい者等が医療機関への通院、福祉施設・公共施設等の利用の際に車いす対応車で移送するサービスを実施し、高齢者や障がい者への外出支援に努めます。
日常生活用具無料貸与事業の推進	現在、社会福祉協議会が行っている寝たきり等要援護高齢者に特殊寝台等の日常生活用具を無料で貸与する事業を実施します。
地域ケアマネ連絡会議の充実	地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等のケアマネジャーとの連絡会議を開催し、介護予防・生活支援サービスなど情報交換及び事例検討などを行い資質の向上に努めます。
独居老人等緊急通報装置貸与事業の推進	ひとり暮らし世帯等高齢者の緊急時に、隣人、家族等の協力を得てすばやく対応するため、緊急通報システムの一層の普及を図ります。
送迎手段の確保	高齢者の社会参加活動を促すには送迎手段の確保が重要です。現在、福祉バスを運行していますが、今後もより一層効果的運行を図って高齢者の社会参加活動を促進します。

(2) 家族介護支援の推進

【施策の方向性】

介護保険制度は、高齢者介護を家族だけでなく、社会全体で担うことを目的に制定されましたが、依然として家族への一定の介護負担が生じています。

家族介護者の負担を軽減するため、要介護者に対する介護サービスの提供や介護用品の費用助成、家族介護者同士の交流・学習機会の確保等、家族介護者への支援を引き続き推進します。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
紙おむつ購入費助成事業の推進	在宅の要介護高齢者で紙おむつを必要とする人に対し、紙おむつ購入費の助成等を実施します。
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業の推進	要介護3以上の高齢者を介護する家族介護者に対して、暫定的に在宅寝たきり老人等介護者手当支給事業を継続実施します。
家族介護者支援事業の推進	家族介護者を日常の介護から一時的に解放してリフレッシュを図るとともに、介護者相互の交流機会を設け、その組織化を図る家族介護者支援事業を、社会福祉協議会、地域包括支援センター、生きがい健康センター等と連携して推進します。
家族介護者教室の開催	地域包括支援センターは、生きがい健康センター等と連携して、要介護高齢者を介護する家族等に対して、適切な介護の知識・技術、サービスの利用方法、介護者の健康づくりの知識等を修得させるための教室を開催します。

（３）介護保険事業以外の施設福祉事業の推進

【施策の方向性】

ひとり暮らし高齢者等で、在宅で生活することが困難な高齢者の生活の場を確保するために、養護老人ホーム、ケアハウス等介護保険以外の施設サービスの基盤整備を推進し、高齢者の生活支援に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
養護老人ホームとの連携強化	在宅での生活が困難となった高齢者の利用施設として、町外施設との連携に努めます。
ケアハウスの基盤整備	ある程度自立して生活できる高齢者の利用施設として、町外のケアハウスとの連携に努めます。



4 地域での高齢者支援体制づくり

(1) 地域包括ケアの推進

【施策の方向性】

高齢者がいつまでも自立した生活を続けられるよう介護予防の支援を推進します。また、高齢者の権利を守るため、介護、福祉、健康、医療などさまざまな機関とのネットワークを作り、虐待等の早期発見に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
地域包括支援センター事業の機能強化	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の中核機関として、総合相談・支援事業、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント、権利擁護事業等の総合的ケアマネジメントを推進します。
地域ケア会議の推進	地域ケア会議を活用して、地域住民や多職種により、地域課題の把握や課題解決の手法の検討、関係者のネットワーク構築や社会資源開発を図ります。
認知症ケアパスの作成・普及	認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの流れを作成し、認知症の方と家族がいつ、どこで、どの様な支援を受ければよいかを理解できるよう努めます。
医療・介護の連携強化	多職種間で顔の見える関係を構築し、介護職と医療職間の相互理解や情報共有を図り、効果的なサービス提供に努めます。 また、病院や地域のかかりつけ医を始め、薬局、訪問看護などを行う介護サービス事業所など、多職種に渡る関係機関との連携を深め、ネットワークの形成に取り組みます。

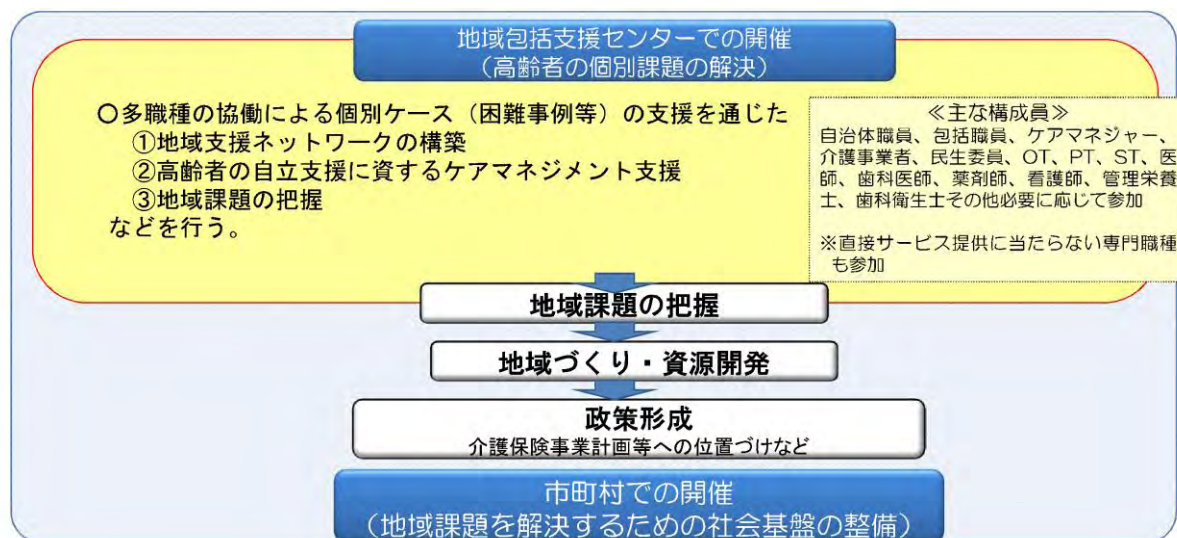
地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、

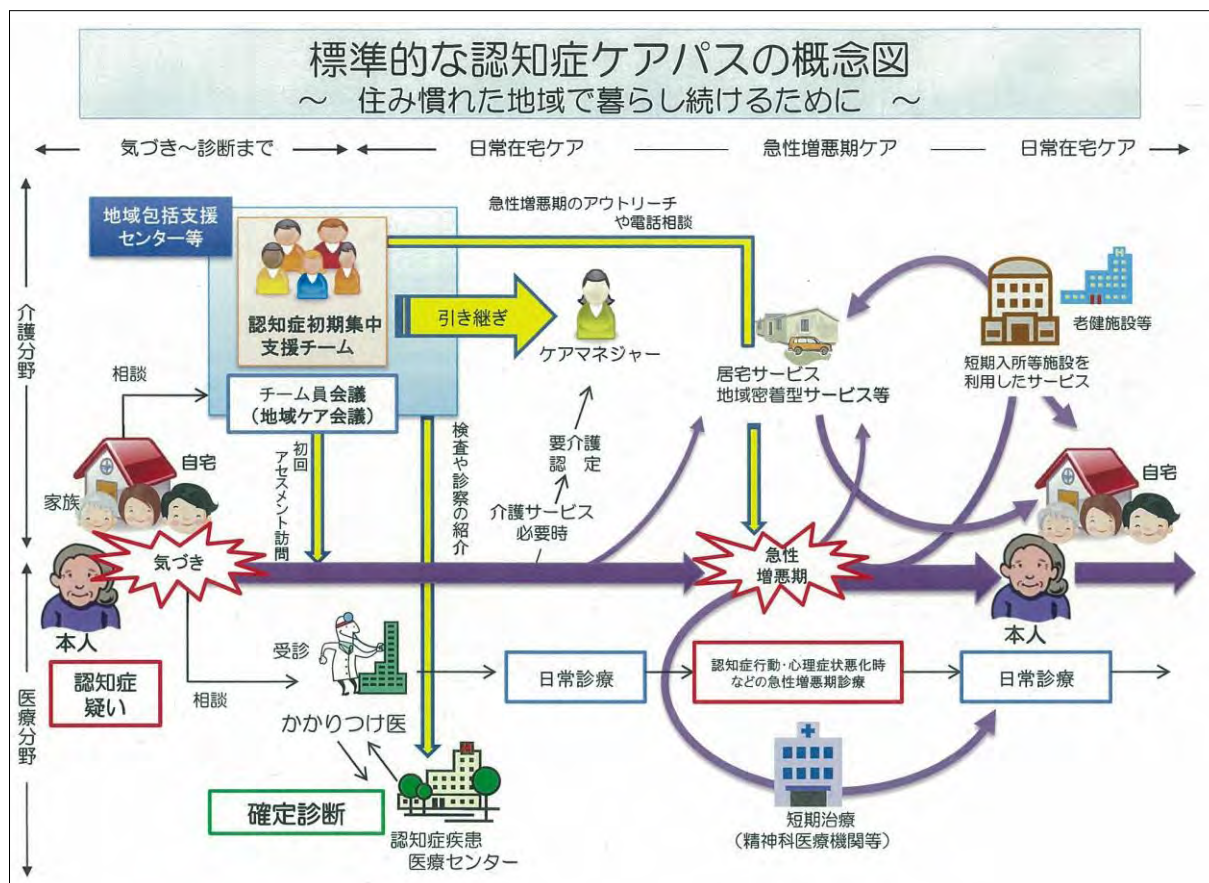
- 医療、介護などの多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。
- 個別ケースの課題分析などを積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

地域ケア会議



認知症ケアパスについて

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みです。認知症ケアパスの概念図を作成することは、多職種連携の基礎となります。



(2) 福祉の心づくりの推進

【施策の方向性】

地域での助けあいのまちづくりをめざすために、福祉懇談会や福祉教室・ボランティア教室の開催等、学校、職場、地域を通じて、あらゆる年齢を対象にした福祉教育を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
福祉懇談会の開催	福祉意識の啓発、小地域の福祉課題の発見、取り組みを促すため、小地域での福祉懇談会を定期的に開催するよう努めます。
福祉教室・ボランティア教室の開催	現在、小・中学生を対象にしたボランティアスクールなどを開催しています。今後は、小・中学校等の教育の場はもちろんのこと、公民館活動等の社会教育の場や地域の各種団体等の活動の場等さまざまな場で福祉教室、ボランティア教室を開催するよう努めます。
福祉協力校指定事業の推進	現在、町内の2つの小・中学校各々で福祉協力校に指定しています。各学校では体験学習や独居老人への訪問、夏休み等でのボランティア活動等各々の小・中学校で独自に実施されています。今後も各校での福祉教育を一層推進します。
ボランティア体験事業の実施	小・中学生のボランティア体験を行っています。今後は学校の福祉教育の場での実施の他に、福寿会、商工会、企業等とも連携して、一般町民を対象としたボランティア体験事業を推進します。

（３）住民助け合い活動の推進

【施策の方向性】

高齢者の生活を支えていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、地域住民による支援が欠かせません。

平成23年3月に発生した東日本大震災においても、地域住民の助けあいによって避難ができた事例もありました。

日頃からの近隣同士の見守り・声かけ活動やボランティア活動等、地域での住民同士の助けあい活動を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
ふれあいサロン地域茶話会活動	民生委員児童委員、主任児童委員、福祉委員等と連携し、見守り・声かけ活動等生活上のさまざまな支援活動が柔軟に展開できる地域を目指し情報交換、交流、介護予防を目的に小地域で楽しく集う場の提供を推進します。
福祉委員活動の強化	現在、各地域に計 48 人の福祉委員が委嘱されています。福祉委員は民生委員児童委員と協働して、小地域における住民による助けあい活動の中心的役割を担うリーダーとして期待されています。今後一層活動を強化していくために、福祉懇談会等を通じて福祉委員活動についての住民の理解を図り、併せて福祉委員の意識改革をめざして研修会等の定期的開催に努めます。



(4) ボランティア・NPOの育成・支援

【施策の方向性】

ボランティア活動を促進するために、参加のきっかけづくりの場を提供し、ボランティアやNPO法人の育成・支援に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
ボランティアセンターの設置	ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアコーディネーターが町内会、福寿会、商工会、企業等とも連携し、福祉ボランティアの育成・活動支援だけでなく、さまざまな分野のNPOやボランティアへの支援も視野に入れた組織づくりを検討します。
福祉教室・ボランティア教室の開催	現在、小・中学生を対象にしたボランティアスクールなどを開催しています。今後は、小・中学校等の教育の場はもちろんのこと、公民館活動等の社会教育の場や地域の各種団体等の活動の場等さまざまな場で福祉教室、ボランティア教室を開催するよう努めます。
ボランティア体験事業の実施	小・中学生のボランティア体験を行っています。今後は学校の福祉教育の場での実施の他に、福寿会、商工会、企業等とも連携して、一般市民を対象としたボランティア体験事業を推進します。
目的別ボランティアの養成	食事サービスのための調理・配食、買い物・散歩などの外出介助、家屋の簡単な修繕、ガイドヘルプ、点訳、読み聞かせなど、さまざまなニーズが求められています。そうした活動目的別ボランティアの養成を推進します。
シルバーボランティアの養成	高齢化の進展の中、健康な高齢者は多いことから、地域活動への参加を通じて生きがいづくりにつながるシルバーボランティアを、福寿会とも連携して積極的に推進していきます。
ボランティアリーダー・アドバイザーの養成	既存のボランティアグループを対象にリーダー研修を行い、グループ活動の活性化を図ります。また、そうしたリーダーの中から相談・助言等を行うアドバイザーを育成するよう努めます。

事業名	事業の方向性
ボランティア活動拠点の確保	サンホーム七宗は社会福祉協議会やボランティア等の活動拠点としての役割を併せもつ施設として利用されています。施設内にはボランティアの研修室、会議室などもあり、今後ともボランティア活動の拠点として活用できるよう努めます。
災害ボランティアの育成	本町内や近隣市町村内での災害時に、関係機関と連携しながら迅速な救援活動が行えるよう、災害ボランティアの育成に努めます。
NPO法人設置・運営への支援	NPO活動は福祉のみならず、環境・医療・教育等多方面にわたります。そのため、NPOの新たな設立に向けた支援について検討します。
外出支援介助事業の推進	高齢者が社会参加し、自己実現を図る機会や地域住民との交流の機会等の場に出かける際の介助ボランティアの育成に努め、社会参加や地域住民との交流の促進を図ります。

（５）住民参加型サービスの推進

【施策の方向性】

生活上の不安や悩みをかかえる高齢者を地域で支えていくために、配食サービスやサロン活動等、地域住民やボランティア等による参加型サービスの推進に努めます。

また、当事者同士の交流を促進することにより、情報交換や支えあい、助けあい等、当事者の自立力が高められるよう支援していきます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
独居老人の集いの開催	ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消、仲間づくりを目的とした独居老人の集いを引き続き開催します。
ふれあい型食事サービスの推進	75歳以上のひとり暮らし高齢者、80歳以上の高齢者夫婦世帯等の安否確認や孤独感の解消等を目的とするふれあい型食事サービスを、社会福祉協議会が主体となって、ボランティア、近隣住民等の協力を得ながら推進していきます。
災害時の小地域協力体制の確立	災害時に地域住民相互の迅速な救援活動ができるよう、小地域ごとに救援協力体制の整備に努めます。



5 高齢者施策の推進体制づくり

(1) 情報提供、総合相談体制の確立

【施策の方向性】

各種保健福祉サービスの利用に関する情報提供や相談、健康や生活に関する情報提供などを適切に実施していくことで、総合的で一体的な保健福祉サービスの利用促進に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
総合相談・支援事業の推進	地域包括支援センターを中心に、役場住民課、生きがい健康センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者やその家族の総合的な相談に応じ、必要な介護・保健・福祉などのサービスが一体的・総合的に受けられるよう、関係者とのネットワークを通じた高齢者の実態把握、サービスに関する情報提供や各種サービスの利用調整を行います。
心配ごと相談・無料法律相談の推進	社会福祉協議会では、民生委員等の協力により「心配ごと相談」「無料法律相談」を実施しており、総合相談活動の一環として、引き続き活動内容の充実に努めます。
広報誌の充実	今後も、町や社会福祉協議会の広報誌やホームページを通じ、随時福祉情報の提供を行っていきます。
各種「たより」の発行	各ボランティア団体の活動、住民見守り活動等住民の活動情報を簡単なチラシやホームページ等で提供できるよう努めます。
福祉情報コーナーの開設	サンホーム七宗内に福祉・子育て関係図書、資料、ビデオ等の情報コーナーを設け、一般町民への閲覧や貸し出し等も行えるよう努めます。

(2) 苦情解決、権利擁護体制の確立

【施策の方向性】

福祉サービスを利用する高齢者が不利益な扱いを受けないよう、利用者保護の仕組みの構築に努めます。

また、今後の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症高齢者の権利擁護を図るため権利擁護事業を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
相談・苦情処理窓口の設置	住民の身近なところで相談・苦情に対応できるよう、町及び各サービス事業者に相談・苦情窓口を置き、苦情解決責任者が対応する仕組みを構築しています。今後も町民からの苦情・相談等に対し、迅速・ていねいな対応に努めます。
日常生活自立支援事業の推進	社会福祉協議会は、認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの情報提供・利用の助言、利用手続の支援、利用料の支払い代行などを行う生活支援員を配置しています。今後とも県社会福祉協議会・美濃加茂市社会福祉協議会、地域包括支援センター等とも連携して、日常生活自立支援事業を推進します。
成年後見制度等の利用支援	判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度、任意後見制度等の権利擁護に関する制度の啓発を推進し、利用の支援に努めます。
高齢者虐待防止事業の推進	高齢者の虐待を未然に防止するため、庁内関係各課や地域包括支援センター、民生委員児童委員、学校、警察、地域住民等関係機関・団体、組織等と連携を図り、通報、相談、保護等を行います。
認知症サポーターの養成	認知症について理解し認知症高齢者とその家族を支えるためキャラバンメイト及びサポーターを養成します。

（３）施策の推進体制の整備

【施策の方向性】

本計画の推進にあたり、引き続き庁内関係各課、関係機関・団体、県・近隣市町村との連携を図り、高齢者施策の一層の推進に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業の方向性
各サービス事業者との連携	各サービス事業者に対し要援護高齢者個々の介護サービス計画及び介護サービス実施状況の報告を求め、高齢者やその家族にとってより適切にサービスが実施されるよう、指導・連携に努めます。
庁内各部門との連携	教育委員会等関係各課及び社会福祉協議会等との連携を図りながら、「高齢者の誰もがいつまでも住み慣れた家庭や地域でいきいきと元気に暮らせる、安心・やすらぎ・思いやりのまちづくり」の実現に努めます。
町内各関係団体等との連携強化	住民、行政、関係団体等による定期的な連絡会を設置するなど、互いの連携・協働に努めます。



6 数値目標一覧

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
さんさんサロ ンの開催	参加人数（人）	264 人	264 人	264 人
	開催回数（回）	12 回	12 回	12 回
ふれあいいき いきサロンの 開催	開催か所数（か所）	3 か所	3 か所	3 か所
	開催回数（回）	39 回	39 回	39 回
健康手帳（ファ イル）の交付	交付件数（件）	30 件	30 件	30 件
特定健康診査	受診率（％）	58%	59%	60%
長寿健康診査	受診率（％）	20%	22%	24%
胃がん検診	受診率（％）	15%	18%	20%
子宮がん検診	受診率（％）	15%	18%	20%
肺がん検診	受診率（％）	25%	28%	30%
乳がん検診	受診率（％）	20%	25%	30%
大腸がん検診	受診率（％）	25%	28%	30%

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前立腺がん検診 受診率 (%)	25%	25%	25%
歯周疾患検診 受診率 (%)	8%	8%	8%
高齢者歯科口腔 健診 受診率 (%)	5%	5%	5%
骨粗しょう症検 診 受診率 (%)	20%	20%	20%
肝炎ウイルス検 診 受診者数 (人)	20 人	20 人	20 人
集団健康教育 延人数 (人) 開催回数 (回)	300 人 20 回	300 人 20 回	300 人 20 回
特定保健指導 積極的支援 受診率 (%)	55%	60%	60%
特定保健指導 動機付け支援 受診率 (%)	65%	65%	65%
健康相談 (重点) 延人数 (人) 開催回数 (回)	70 人 15 回	70 人 15 回	70 人 15 回
健康相談 (総合) 延人数 (人) 開催回数 (回)	250 人 20 回	250 人 20 回	250 人 20 回
訪問指導 (40～64 歳) 訪問回数 (回)	5 回	5 回	5 回
訪問指導 (65 歳以上) 訪問回数 (回)	3 回	3 回	3 回

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問栄養指導 (40～64 歳) 訪問回数 (回)	3 回	3 回	3 回
訪問栄養指導 (65 歳以上) 訪問回数 (回)	2 回	2 回	2 回
介護予防に関する講演会等の実施 参加人数 (人) 開催回数 (回)	700 人 60 回	750 人 70 回	800 人 80 回
介護予防ケアマネジメント 延人数 (人)	20 人	22 人	25 人
運動教室 参加人数 (人)	20 人	20 人	20 人
栄養教室 参加人数 (人)	3 人	4 人	5 人
口腔ケア教室 参加人数 (人)	10 人	12 人	15 人
生活支援型配食サービス 延人数 (人) 実施回数 (回)	60 人 1,000 回	72 人 1,400 回	72 人 1,400 回
移送 (外出支援) サービス 延人数 (人) 実施回数 (回)	400 人 400 回	400 人 400 回	400 人 400 回
日常生活用具無料貸与事業 (車いす) 貸与台数 (台)	10 台	10 台	10 台
日常生活用具無料貸与事業 (特殊寝台) 貸与台数 (台)	10 台	10 台	10 台

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域ケアマネ連絡会議の開催 開催回数（回）	4 回	4 回	4 回
独居老人等緊急通報装置貸与事業 延人数（人）	40 人	45 人	50 人
紙おむつ購入費助成事業 延人数（人）	550 人	550 人	570 人
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業 延人数（人）	290 人	290 人	300 人
介護家族者支援事業 参加人数（人） 開催回数（回）	20 人 2 回	20 人 2 回	20 人 2 回
介護家族者教室の開催 参加人数（人） 開催回数（回）	10 人 1 回	10 人 1 回	10 人 1 回
養護老人ホームの利用 利用人数（人）	3 人	3 人	3 人
ケアハウスの利用 利用人数（人）	3 人	3 人	3 人
福祉懇談会の開催 開催回数（回）	16 回	16 回	16 回
福祉教室・ボランティア教室の開催 開催回数（回）	6 回	6 回	6 回
ボランティア体験事業 参加人数（人） 開催回数（回）	60 人 5 回	60 人 5 回	60 人 5 回

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ふれあいサロン 地域茶話会活動	参加人数（人）	320 人	320 人	320 人
	開催地区数（地区）	31 地区	31 地区	31 地区
福祉委員活動	開催回数（回）	1 回	1 回	1 回
独居老人の集いの開催	参加人数（人）	30 人	30 人	30 人
	開催回数（回）	1 回	1 回	1 回
シルバーボランティアの養成	延人数（人）	8 人	9 人	10 人
ボランティアリーダー・アドバイザーの養成	開催回数（回）	1 回	1 回	1 回
認知症サポーターの養成	参加人数（人） 開催回数（回）	20 人 1 回	20 人 1 回	20 人 1 回
災害ボランティアの育成	開催回数（回）	2 回	2 回	2 回
ふれあい型食事サービス	実施回数（回）	24 回	24 回	24 回
	提供食数（食）	2,000 食	2,000 食	2,100 食
心配ごと相談	実施回数（回）	12 回	12 回	12 回
無料法律相談	実施回数（回）	6 回	6 回	6 回